

第2次



男女共同参画

# 小国町男女共同参画

## 社会づくり計画

「一人ひとりが輝いて暮らすまち」



2018年度～2022年度



2018年3月  
小国町

# 男女共同参画社会の実現をめざして



小国町長 北里 耕亮

少子高齢化社会の進展や社会経済情勢の急速な変化の中、女性の活躍推進が日本再興戦略の中核ともなっており、女性の積極的な社会参画を重要な課題として、国や県では様々な取り組みが進められています。

本町におきましても、平成 25 年に「小国町男女共同参画社会づくり計画」（平成 25～29 年度）を策定し、「一人ひとりが輝いて暮らすまち」を基本目標として、計画に基づき男女共同参画を推進するための施策を実施してきました。

また、平成 26 年 12 月には「小国町男女共同参画社会推進条例」を制定し、基本理念を定め、町、住民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることで、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現すべく、さらなる施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

しかし、平成 29 年 7 月に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果からは、男女の平等感が高いとはいえず、男女の固定的な役割分担意識も未だに残っているという課題が明らかになりました。

このたび策定しました「第 2 次小国町男女共同参画社会づくり計画」（2018 年度～2022 年度）は、これらの課題を解決するとともに、第 1 次計画が平成 29 年度に最終目標年度を迎えたため、新たな指針とするものです。

今後は、この社会づくり計画に基づき、「男女共同参画社会」の実現と、豊かな地域社会をめざして各種施策を推進してまいります。住民の皆様には、なお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「小国町男女共同参画社会推進懇話会」委員の皆様、「男女共同参画に関する住民意識調査」にご協力いただいた皆様、その他ご協力いただいた多くの皆様に心から御礼申し上げます。

2018 年 3 月

## 第2次 小国町男女共同参画社会づくり計画 「一人ひとりが輝いて暮らすまち」

### 《 目 次 》

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....                 | 1  |
| 1. 計画策定の趣旨.....                     | 2  |
| 2. 計画の性格と位置づけ.....                  | 2  |
| 3. 計画の期間.....                       | 3  |
| 4. 計画策定の背景.....                     | 3  |
| (1) 国及び熊本県の動き.....                  | 3  |
| (2) 小国町の動き.....                     | 5  |
| 第2章 計画の基本的な考え方.....                 | 6  |
| 1. 基本理念.....                        | 7  |
| 2. 基本目標と重点目標.....                   | 8  |
| 第3章 施策の展開.....                      | 10 |
| 1. 施策の体系図.....                      | 11 |
| 2. 基本目標と施策の方向.....                  | 12 |
| 重点目標1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革..... | 12 |
| (1) 現状と課題（住民意識調査等から）.....           | 12 |
| (2) 施策の方向と取り組み.....                 | 13 |
| 1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進.....            | 13 |
| 2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....         | 14 |
| 重点目標2 男女の人権の尊重.....                 | 15 |
| (1) 現状と課題（住民意識調査等から）.....           | 15 |
| (2) 施策の方向と取り組み.....                 | 16 |
| 1) 人権のまちづくり.....                    | 16 |
| 2) あらゆる暴力の根絶（小国町DV防止基本計画）.....      | 16 |
| 3) 生涯を通じた男女の健康支援.....               | 19 |

|              |                                      |           |
|--------------|--------------------------------------|-----------|
| <b>重点目標3</b> | 男女共生の社会づくり .....                     | <b>20</b> |
| (1)          | 現状と課題（住民意識調査等から） .....               | <b>20</b> |
| (2)          | 施策の方向と取り組み .....                     | <b>22</b> |
| 1)           | 家庭・子育てにおける男女共同参画 .....               | <b>22</b> |
| 2)           | 地域社会における男女共同参画 .....                 | <b>22</b> |
| 3)           | 男性の働き方改革（男性中心型労働慣行等の変革） .....        | <b>23</b> |
| 4)           | 女性の視点を反映した地域の防災力向上（熊本地震の経験と教訓） ..... | <b>23</b> |
| 5)           | 職場における男女共同参画 .....                   | <b>24</b> |
| <b>重点目標4</b> | さまざまな分野における男女共同参画の推進 .....           | <b>25</b> |
| (1)          | 現状と課題（住民意識調査等から） .....               | <b>25</b> |
| (2)          | 施策の方向と取り組み .....                     | <b>26</b> |
| 1)           | 庁内推進体制の強化 .....                      | <b>26</b> |
| 2)           | 男女共同参画を推進するリーダー育成 .....              | <b>26</b> |
| 3)           | NPO、各種団体、企業等との協働推進 .....             | <b>26</b> |
| 4)           | 国際社会への理解促進 .....                     | <b>27</b> |

## 資料編 ..... **28**

|    |                                  |           |
|----|----------------------------------|-----------|
| 1. | 小国町男女共同参画社会推進条例 .....            | <b>29</b> |
| 2. | 小国町男女共同参画推進懇話会委員名簿 .....         | <b>32</b> |
| 3. | 小国町男女共同参画に関する住民意識調査報告書 概要版 ..... | <b>33</b> |
| 4. | 小国町男女共同参画に関する住民意識調査報告書（総則） ..... | <b>51</b> |
| 5. | 用語解説 .....                       | <b>54</b> |



# 第1章 計画策定にあたって

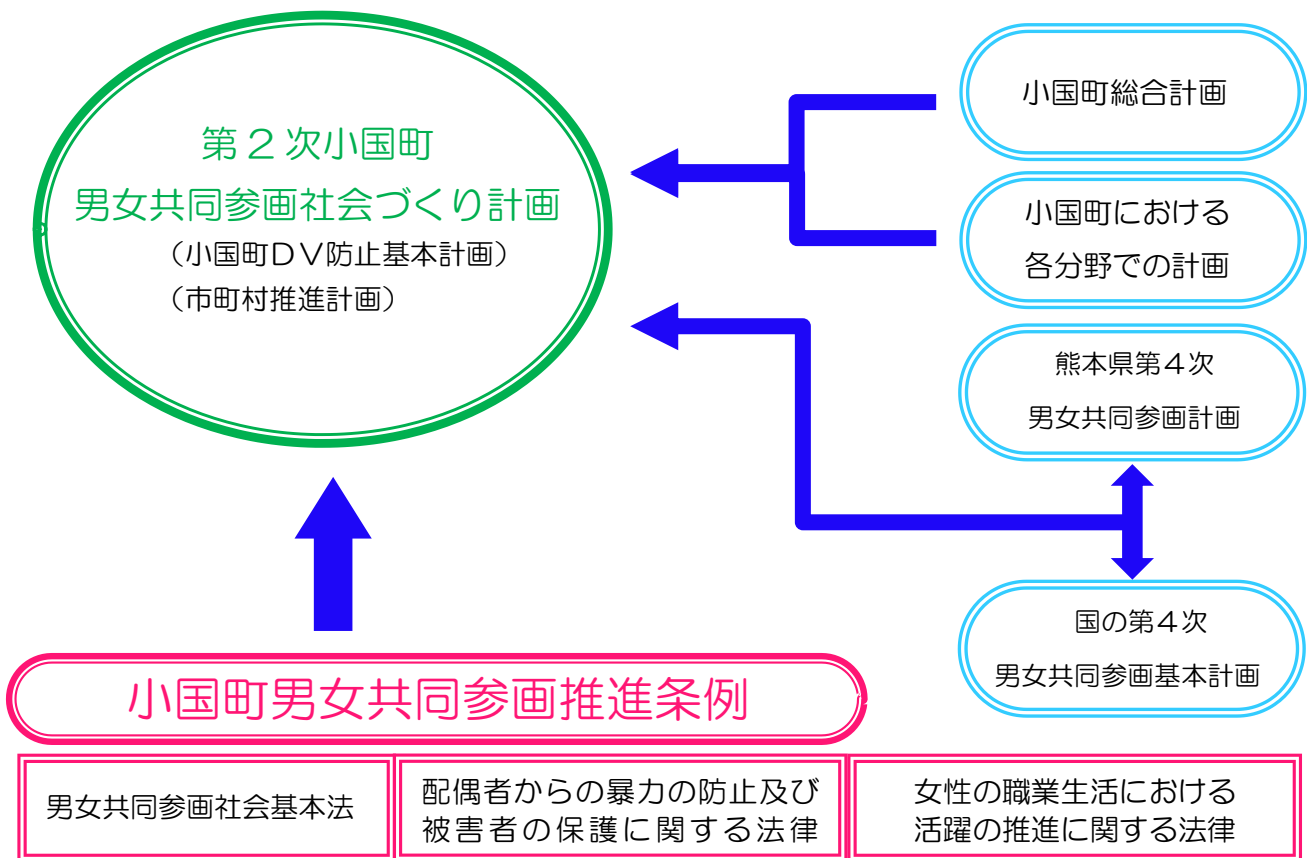
## 1. 計画策定の趣旨

小国町では、平成 25 年に「小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定し、男女共同参画社会を目指す意識づくりと様々な分野における男女共同参画の推進を重点目標とし、男女共生の社会に向けて施策を展開してきました。また、平成 28 年に発生し、甚大な被害をもたらした熊本地震の経験から、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立が重要であると確信しています。

今回、現在の計画が終了することに伴い、住民意識調査を行い、少子高齢化や急速に変化する社会情勢、防災・災害復興など時代に対応した、「第 2 次小国町男女共同参画社会づくり計画」(2018 年度～2022 年度、以下「計画」という。)を策定し、男女がお互いにその人権を尊重するとともに責任も分かちあい、それぞれの個性と能力を発揮して、「一人ひとりが輝いて暮らすまち」の実現のため更に実効性の高い施策を展開してまいります。

## 2. 計画の性格と位置づけ

- この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき、本町における「男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び熊本県の「第 4 次男女共同参画計画」等との整合性に配慮しながら策定したものです。
- この計画は、「小国町男女共同参画社会推進条例」第 9 条（男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定するものとする）に基づき策定したものです。
- この計画は「小国町総合計画」やその他計画との整合性に配慮しながら策定したものです。
- この計画は、住民意識調査（平成 29 年 7 月実施）の結果や小国町男女共同参画社会推進懇話会の意見を尊重して策定したものです。
- 住民や事業者等の取組みの共通の指針となることを期待して策定したものです。
- 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、基本目標 2 「男女の人権の尊重」 2) 「あらゆる暴力の根絶」を「小国町 DV 防止基本計画」として位置づけるものです。
- 国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」として本計画と一体的に策定するものです。



### 3. 計画の期間

計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

### 4. 計画策定の背景

#### (1) 国及び熊本県の動き

| 年度               | 国                                                         | 熊本県                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 平成11年<br>(1999年) | 「男女共同参画基本法」施行<br>男女雇用機会均等法・育児・介護休業法の施行                    |                                                                   |
| 平成12年<br>(2000年) | 「男女共同参画基本計画」策定<br>ストーカー規制法成立                              | 大阪府に次いで女性の熊本県知事誕生<br>環境生活部に男女共同参画課設置<br>女性総合相談室設置                 |
| 平成13年<br>(2001年) | 男女共同参画会議設置（内閣府）<br>「DV防止法」一部施行<br>「男女共同参画週間」（6月23日～29日）設定 | 「熊本県男女共同参画計画」策定<br>（ハーモニープランくまもと21）<br>「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定     |
| 平成14年<br>(2002年) | 「配偶者暴力禁止法」全面施行                                            | 熊本県男女共同参画推進条例施行<br>男女共同参画審議会設置<br>男女共同参画センター開設<br>配偶者暴力相談支援センター設置 |



## 第 1 章 計画策定に当たって

|                     |                                                                                   |                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 平成 15 年<br>(2003 年) | 「次世代育成支援対策推進法」施行<br>(職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備)                                     | 環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置                                              |
| 平成 16 年<br>(2003 年) | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正                                                     |                                                                         |
| 平成 17 年<br>(2005 年) | 育児・介護休業法改正(育児休業期間の延長)<br>「男女共同参画基本計画(第2次)」策定                                      | 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定                                     |
| 平成 18 年<br>(2006 年) | 「男女雇用機会均等法」改正(平成 19 年施行)                                                          | 熊本県男女共同参画計画(第2次)<br>(ハーモニープランくまもと 21)<br>策定<br>総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管 |
| 平成 19 年<br>(2007 年) | DV防止法一部改正(市町村の努力義務明記)<br>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定         |                                                                         |
| 平成 20 年<br>(2008 年) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正                                                      | 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定                                |
| 平成 21 年<br>(2009 年) | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正                                            |                                                                         |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | 男女共同参画基本計画(第3次)策定                                                                 |                                                                         |
| 平成 23 年<br>(2011 年) | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正                                             | 熊本県男女共同参画計画(第3次)<br>(ハーモニープランくまもと 21)<br>策定<br>環境生活部に男女参画・協働推進課設置       |
| 平成 24 年<br>(2012 年) | 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定                                                           |                                                                         |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | 日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ                                                          |                                                                         |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | 日本再興戦略改訂閣議決定 「女性の輝く社会の実現」                                                         | 熊本県女性の社会参画加速化会議発足<br>「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定           |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定<br>女性活躍推進法公布(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)<br>男女共同参画基本計画(第4次)策定 | 「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定                                                     |



## (2) 小国町の動き

| 年度                  | 小国町                                                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年<br>(2011 年) | 小国町男女共同参画社会推進会議設置<br>小国町男女共同参画社会推進懇話会設置                              |
| 平成 24 年<br>(2012 年) | 小国町男女共同参画推進懇話会提言                                                     |
| 平成 25 年<br>(2013 年) | 「小国郷男女共同参画セミナー」開催<br>「小国町男女共同参画社会づくり計画（第 1 次）」策定                     |
| 平成 26 年<br>(2014 年) | 「男女共同参画フォーラム in 小国郷」セミナー開催                                           |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | 「男女共同参画フォーラム in 小国郷」セミナー開催<br>「小国町男女共同参画社会推進条例」制定                    |
| 平成 28 年<br>(2016 年) | 「日本赤十字社」活動事業<br>防災講演会（内閣府男女共同参画アドバイザー派遣事業）開催                         |
| 平成 29 年<br>(2017 年) | 「男女共同参画フォーラム in 小国郷」セミナー開催<br>男女共同参画に関する住民意識調査実施<br>小国町男女共同参画推進懇話会提言 |

## 第2章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

男女のそれぞれの生き方を狭めるおそれのある性差別、性別による固定的役割分担、偏見などを見直し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、持続可能な魅力ある地域に必要不可欠です。この計画は、小国町における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、男女共同参画社会づくりに取り組むにあたり、いつも心がけなければならない基本的な理念を下記のとおりとし、この基本理念を原点に計画を推進していきます。

※本町の基本理念は、男女共同参画社会基本法が定める基本理念（第3条～第7条）と同じです。

### 基本理念1 男女の人権の尊重

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。男女の人権が尊重されることを旨として、男女共同参画を推進します。

### 基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮します。

### 基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、男女共同参画を推進します。

### 基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、男女共同参画を推進します。

### 基本理念5 国際的協調

男女共同参画社会づくりは、国際社会における様々な取組みと連動して進められてきており、国際社会の一員として、世界の状況や取組みを見据えながら、国際的な連携、協力のもとに男女共同参画を推進します。

「一人ひとりが輝いて暮らすまち」

## 2. 基本目標と重点目標

### (1) 基本目標

「一人ひとりが輝いて暮らすまち」

### (2) 重点目標

#### 重点目標1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

小国町において、「政治や政策決定」「法律や制度」「社会通念・しきたり」における男女の平等感が高いとはいえ、男女の固定的な役割分担意識は未だ残っているといえます。固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現する為に、住民一人ひとりが男女共同参画に関する情報に触れ、学ぶ機会を持つことが重要です。広報や啓発チラシ等の活用、研修会等の機会の創出し、男女共同参画の必要性について啓発します。

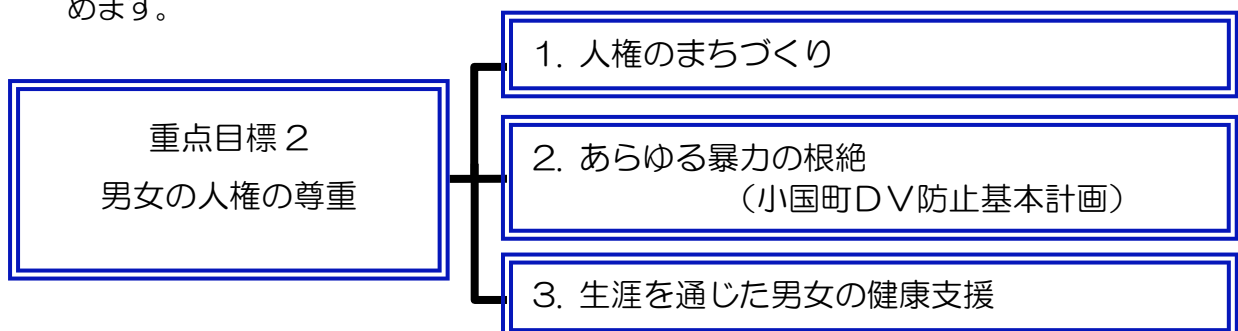
次世代を担う子どもたちの、人権と個性を認め合う意識を培うためにも、発達段階に応じた男女共同参画の理解促進が必要です。家庭と学校が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った教育を推進するための体制や機会づくりを進めます。



#### 重点目標2 男女の人権の尊重

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しその広報・啓発活動を行います。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは重大な人権侵害であり、男女平等やお互いの人権を尊重した関係づくりを阻害する大きな要因です。あらゆる暴力の防止に向け広報・啓発活動を行います。また、被害者に対する相談体制の整備や窓口の明確化を行い、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めます。

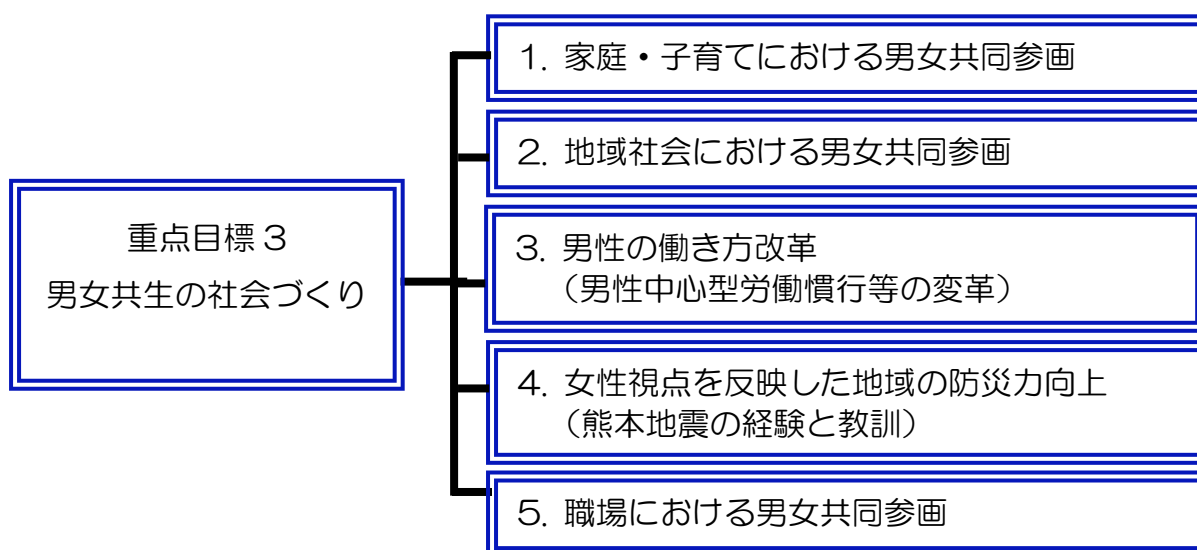


### 重点目標3 男女共生の社会づくり

家庭や職場において、共に支え合い、お互いの能力を活かし、男性も女性も希望する生き方ができる環境づくりをめざします。女性の活躍を推進するためにも、女性自身の意識啓発や能力を活かすことのできる環境づくりを行います。

長時間労働の見直しなどをはじめとした男性の働き方改革を推進し、女性に負担が偏りがちな子育てや介護、家事などに男女が共に参画できるよう、多様な働き方による仕事と家庭の両立支援を行い、男性、女性、年齢、障がいの有無に関係なく、社会の中で自立し、心豊かに暮らせるよう介護体制の整備や生活支援、生きがいづくりなどに取り組むことで、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めます。

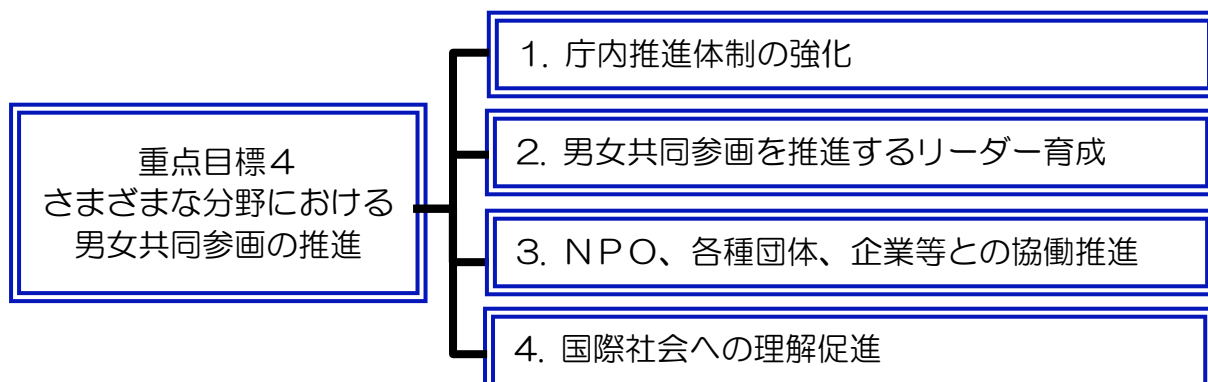
また、過去の災害の教訓から、男女共同参画の視点を活かした防災・復興を円滑に進める基盤づくりと、防災・復興の意思決定の場へ女性の参画を促進し、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。



### 重点目標4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画を進めるためには、一部の取り組みだけでなく、社会全体で仕組みをつくり、改善していく必要があります。住民、企業、各種団体、関係機関と行政が連携して町全体で推進する体制を強化します。まず、小国町の男女共同参画を牽引する行政が率先して男女共同参画を進めていきます。

また、男女共同参画社会の実現にはグローバルな視点も必要となります。住民一人ひとりが国際理解を深め、交流していくことができるような教育や交流事業を展開します。



## 第3章 施策の展開



# 計 画 体 系 図

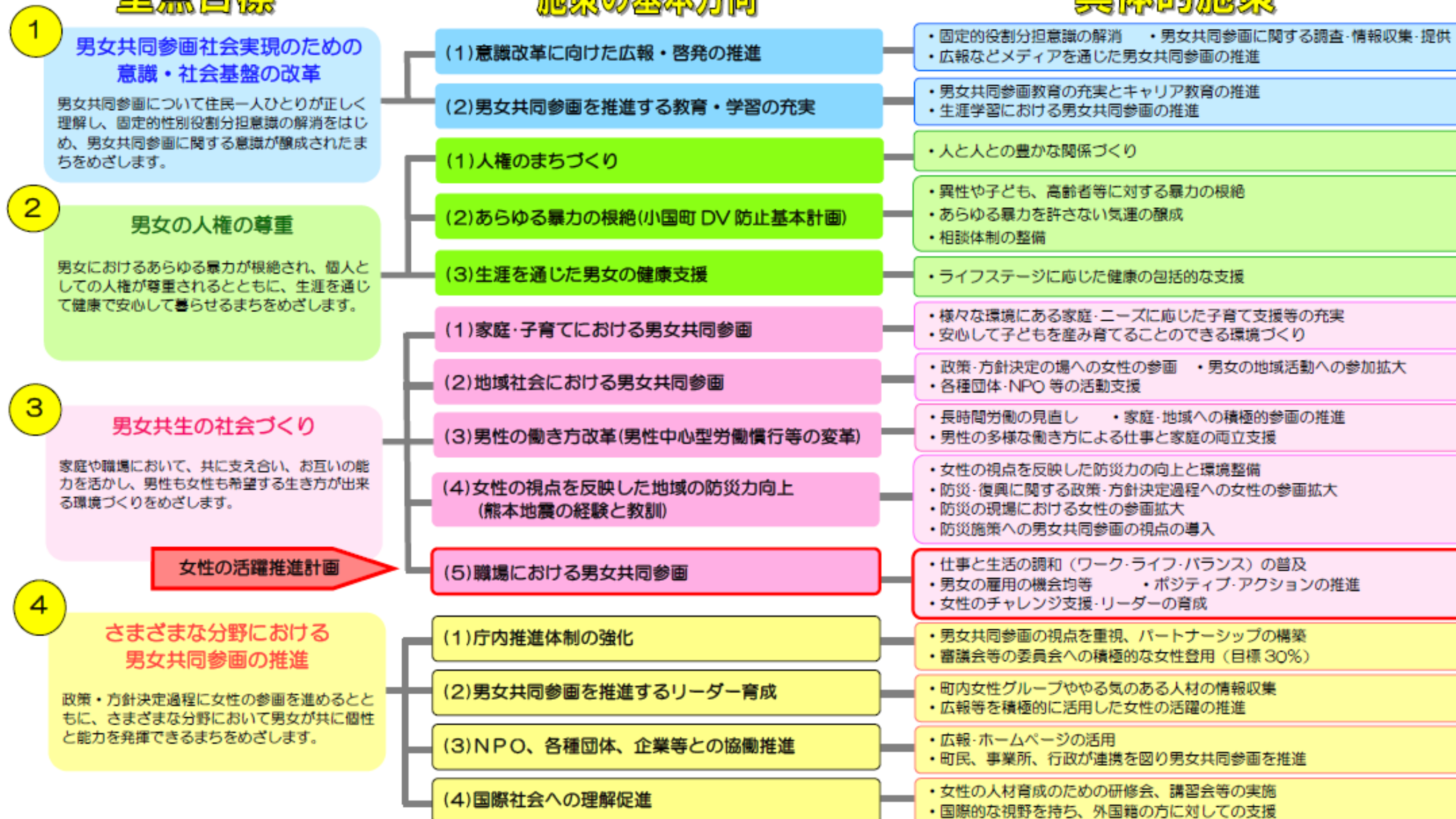
基本目標の達成を図るために4つの重点目標を定め、それぞれの重点目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

## 基本目標：一人ひとりが輝いて暮らすまち

### 重点目標

### 施策の基本方向

### 具体的施策



## 2. 基本目標と施策の方向

### 重点目標 1 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

#### (1) 現状と課題（住民意識調査等から）

- 男女の地位の平等感については、【男女平等】と回答した割合が5割を超えたのは「学校の教育の場」で、教育現場での男女平等教育の成果であるといえます。一方、「社会通念・習慣・しきたり等」で約7割、「政治の場」で約6割、また、「地域活動・社会活動の場」においては5割が【男性優遇】と回答しており、さらに、平等であるべき「法律や制度の上」においても、【男女平等】と回答したのは4割を大きく下回り、多くの分野で男女は不平等だと感じています。住民一人ひとりが固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で【男女平等】を実現する意識づくりが男女共同参画社会の実現には必要です。
- 「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担について、【同感しない】と回答した人は6割を超えています。しかし、高齢者になるほど、「男は仕事、女は家庭」という考え方に【同感する】傾向があり、70歳以上では4割を超えています。また、男女別においても、男性の方が【同感する】傾向が強く、高齢者や男性に、さらに男女共同参画の意義について理解を深めてもらう為の取り組みが必要です。
- 小国町における職場での【男女平等】については、【男性優遇】が34.8%、【男女平等】は35.7%。【女性優遇】と回答した割合は1割以下で、男女での【男女平等】に偏りが見られます。性別に関わりなく能力が活かされ、公正な評価と待遇が実現される雇用環境の整備が課題です。
- 地域の団体の代表に女性が少ない理由として、女性には【男性が代表にはなるものだという考え】が未だ5割を超え、【仕事家事が忙しい】の回答も5割を超えています。しかし女性回答の中に【女性の積極性が不十分】とする回答が3割近くある事から、改めて地域活動に女性の視点を生かす意義を啓発し、女性が地域社会で役割を担うための環境整備と女性リーダーの育成が重要です。

| 成果指標              | 2017年 | 目標値<br>2022年 |
|-------------------|-------|--------------|
| 性別による役割分担に同感しない割合 | 67.1% | 70%          |
| 「家庭生活」における女性の平等感  | 44.8% | 50%          |

## 重点事項 1 固定的役割分担意識の解消に向けた地域活動の見直し

アンケート結果では、「政治や政策決定」、「法律や制度」や「社会通念・しきたり」における平等感が低く、男女の固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っているといえます。特に「法制度」や「社会通念」に関しては、平等であると感じている人は少なく、小国町において対策を講じる必要性があります。男女共同参画に関するイベント等の情報や資料を収集し提供することや講演会や講座を通じ、住民の皆さんが学習をする場や機会を増やすことが大切だと考えられ、様々な手法で身近なところから固定的役割分担意識の解消及び習慣、しきたり等の見直しへと繋げていくことが求められます。

## (2) 施策の方向と取り組み

## 1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進

## ① 男女共同参画の理解・意識改革のための広報・啓発

| 取り組み内容                                                            | 担当課        |
|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 町の男女共同参画推進の指針となる「第2次小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定し、この施策体系に基づき、取組を展開していきます。 | 住民課        |
| 広報誌やホームページ等を通じて分かりやすく男女共同参画推進の意義等について啓発を行います。                     | 住民課<br>情報課 |
| 町の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物などにおいて、人権や男女共同参画の視点に立った表現の周知・徹底を行います。     | 全庁的取組      |

## ② 男女共同参画に関する調査及び情報収集・提供

| 取り組み内容                                        | 担当課 |
|-----------------------------------------------|-----|
| 男女共同参画の状況や先進地事例について調査・研究を行うとともに、住民に情報提供を行います。 | 住民課 |

## ③ 性別役割分担意識の見直し

| 取り組み内容                                                                 | 担当課 |
|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 「男は仕事、女は家庭」という概念を払拭するべく、男女が柔軟に役割を担うという視点を広め、より良いパートナーシップを築けるよう啓発を行います。 | 住民課 |



## 2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### ① 学校教育における男女ともに活躍する社会づくりのための教育の推進

| 取り組み内容                                                                                  | 担当課                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 小国町人権教育・啓発基本計画に基づき、男女が互いの人権を尊重する意識を持つよう、広報や様々な機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育、啓発の充実を図ります。         | 住民課<br>教育委員会        |
| 子どもや、高齢者、障がい者、外国人、LGBT（※P54 参照）等を取り巻く人権課題の解消の為、特に女性である事で併発される困難な状況に対処するための人権教育・啓発に努めます。 | 住民課<br>福祉課<br>教育委員会 |
| 子ども達が男女共同参画を理解し、性別に捉われず自らの個性や能力を発揮する将来を見通した自己形成ができるよう、職場体験等の教育を推進します。                   | 教育委員会               |
| 男女ともに必要な家事や育児、介護などを体験する機会づくりを行います。                                                      | 福祉課<br>教育委員会        |
| NIE 教育（※P55 参照）の実践などを通して、家庭も含めて情報を選びとる力を育てる教育（メディア・リテラシー教育※P56 参照）を行います。                | 教育委員会               |

### ② 生涯学習における男女共同参画の推進

| 取り組み内容                                            | 担当課 |
|---------------------------------------------------|-----|
| 男女共同参画について、身近な問題として語り合うために、研修会や講座を開催し、学習の場を創出します。 | 住民課 |
| 男女共同参画の普及・啓発活動のため男女共同参画啓発チラシを作成し地域の啓発に努めます。       | 住民課 |



## 重点目標2 男女の人権の尊重

### (1) 現状と課題（住民意識調査等から）

- 日本国憲法において最も重要な理念の一つに基本的人権の尊重がありますが時代や社会環境の変動に関わらず最大限尊重されなければなりません。社会構造が複雑化し、多様に変化する暮らしの中で、インターネットやスマートフォンの普及により新たな人権侵害も発生しています。男女共同参画社会にふさわしい人権感覚を磨くことが、「男は外で仕事、女は家庭で家事と育児」という長年培われた固定観念の払拭に繋がります。
- 配偶者や恋人間の暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」※P55参照）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント※P55参照）は重大な人権侵害で、男女共同参画社会の実現を阻害する行為です。今回の住民意識調査においても【DVの被害経験】は15%以上、【セクハラの被害経験】は約10%ありました。いずれも、被害者は身体面だけでなく精神的なダメージが大きく、日常生活にも影響を及ぼすこととなりますので、被害の拡大を防ぐために最大限の努力が必要です。
- 【DVの被害経験】があった人の相談については、友人や家族など身近な人が対象となっていますが、医療関係者や公的機関、専門家・専門機関などへの相談は3%以下でした。さらに、約4割の人は「だれ（どこ）にも相談しなかった」となっており、相談窓口についての啓発をより強力に進める必要があります。
- DVをなくすために必要なこととして、「相談窓口・保護施設の充実」が44.2%に達し、最も割合が高くなりました。次いで「犯罪の取り締まりの強化」が30.9%となっています。「学校での男女共同参画教育の推進」も約3割あり、教育の場における男女共同参画の推進が求められています。

| 成果指標              | 2017年 | 目標値<br>2022年 |
|-------------------|-------|--------------|
| DVについて内容まで知っている人  | 72.9% | 90%          |
| DVを受けたことがある20代    | 17.6% | 0%           |
| 相談機関をひとつも知らない人の割合 | 2.6%  | 0%           |



## 重点事項2 DV・セクハラ等の防止、被害者支援

人権侵害の中でも、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメントは被害者を特に深刻な状況に追い込むことが多いものです。啓発はもちろんですが、庁内関係課、関係機関との連携をさらに密にして支援を強化していくことも男女共同参画社会づくりに不可欠といえます。

また、DV やセクハラなどの防止策を検討するためには、啓発だけではなく実態を知ることが必要です。従来のアンケートからさらに踏み込み、聴き取りを行うことでより確実に実態を把握していきます。これにより、適切な対策を講じていくことができると考えられます。

### (2) 施策の方向と取り組み

#### 1) 人権のまちづくり

##### ① 人と人との豊かな関係づくり

| 取り組み内容                                                                                                                                                                           | 担当課               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 性別、年齢、障がいの有無、国籍などの違いを認め合い、お互いを尊重することについての啓発を行います。                                                                                                                                | 住民課               |
| LGBT（性的少数者）、性的指向や性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくすため、啓発を行います。                                                                                                                               | 住民課               |
| 町の広報等の情報発信においては、男女共同参画の視点に立った表現に配慮するとともに、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、FM放送等を活用して住民の意識啓発を行います。<br>また、啓発等においては男女共同参画の推進は、男性自身の固定的役割分担意識の解消や長時間労働等の働き方と見直しなど、男性にとっても有意義なものであるとの理解が深まるよう配慮します。 | 住民課<br>総務課<br>情報課 |

#### 2) あらゆる暴力の根絶（小国町DV防止基本計画）

##### ① 異性や子ども、高齢者等に対する暴力の根絶に向けた啓発

| 取り組み内容                                     | 担当課               |
|--------------------------------------------|-------------------|
| 異性に対する暴力の根絶に向けて、広報誌、ホームページなどを活用した啓発を行います   | 住民課<br>情報課<br>福祉課 |
| 子どもに対する暴力の根絶に向けて、広報誌、ホームページなどを活用した啓発を行います。 | 住民課<br>情報課<br>福祉課 |
| 小国町高齢者福祉計画に基づき、高齢者に対する暴力の根絶に向けて啓発を行います。    | 住民課<br>福祉課        |
| 小国町障がい者基本計画に基づき、障がい者に対する暴力の根絶に向けて啓発を行います。  | 住民課<br>福祉課        |

② あらゆる暴力を許さない気運の醸成

| 取り組み内容                                                                     | 担当課        |
|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 家庭から暴力をなくすキャンペーンなどの機会を活用し、夫婦間や子ども、障がい者、高齢者等に対する暴力根絶に向けた地域社会の気運づくりを行います。    | 住民課<br>福祉課 |
| セクシャル・ハラスメント（セクハラ）、ストーカー行為、パワー・ハラスメント（パワハラ）等の人権侵害行為の防止に関する地域社会の気運づくりを行います。 | 全庁的取組      |

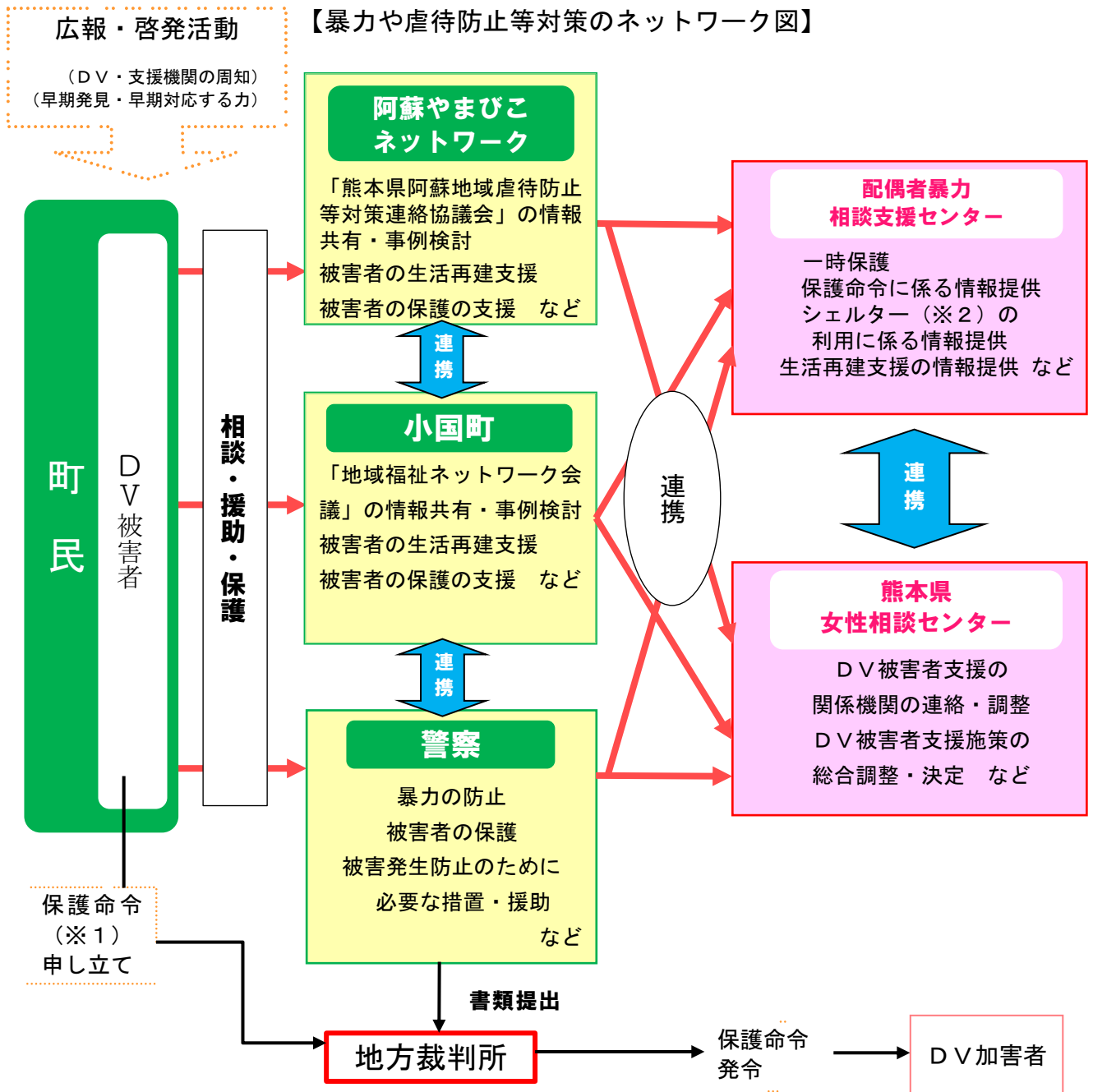
③ 相談体制の整備

| 取り組み内容                                                                       | 担当課               |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 各相談窓口が関係機関と連携し、相談支援を行います。                                                    | 住民課<br>福祉課        |
| 暴力の被害者について、関係課が連携し、必要に応じて支援会議を組織します。                                         | 全庁的取組             |
| 常時相談可能な窓口について明確化し、住民への広報、周知を行います。                                            | 住民課               |
| 保健師、社会福祉士、保育士、介護支援専門員、民生委員・児童委員、行政部長など暴力の相談・支援に関わる人に対する情報提供等を行い、資質の向上を目指します。 | 住民課<br>総務課<br>福祉課 |
| 暴力の被害者について、加害者に居所等が知れることのないよう、個人情報管理を徹底します。                                  | 全庁的取組             |
| DVを疑われる状況を見たり、聞いたりした場合の通報を促す啓発を行います。                                         | 全庁的取組             |



～女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク～





(※1) 保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力等により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めたとき、加害者に対して速やかに保護命令を発令するものです。

被害者や家族への接近禁止命令や退去命令などがあります。保護命令違反に対しては罰則があります。

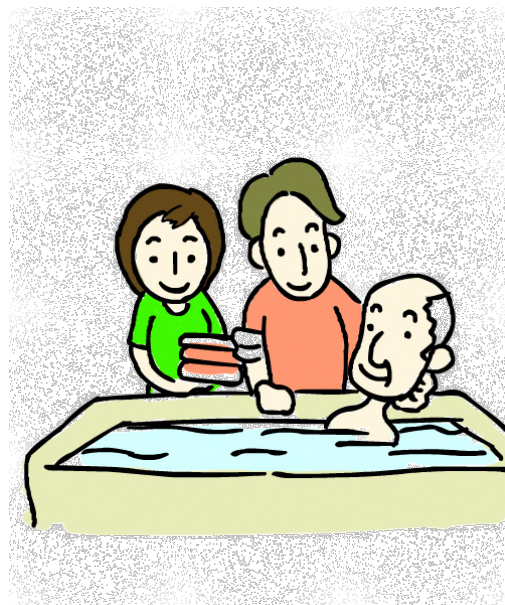
(※2) シェルター

DV被害者やその家族が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設。被害者の精神面での支援や自立に向けた準備の場としての役割も果たします。シェルターでの保護後の自立に向けた生活支援も重要です。

## 3) 生涯を通じた男女の健康支援

## ① 生涯を通じた男女の健康支援

| 取り組み内容                                                                                       | 担当課        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ライフステージに応じた男女の健康を支援するため、総合健診、巡回健診、がん複合検診等や指導、相談支援、情報提供等を行います。                                | 福祉課        |
| 妊娠届出時に、母性の保護に関する資料や父親の家事育児への参加を促すパンフレット等を配布します。<br>母性の健康管理について、妊娠届出や乳児訪問、乳幼児検診時のほか随時相談を行います。 | 福祉課        |
| すべての人にとって重要な権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利※P56 参照）についての啓発を行います。                            | 住民課<br>福祉課 |
| 自殺予防、こころの健康について、相談事業や啓発を行います。                                                                | 福祉課        |
| 高齢者の健康の維持・増進に関わる運動、口腔や栄養に関する講座などを開催します。                                                      | 福祉課        |
| 自らの食について考える習慣を身に付け、健全な食生活などを学習する食育を推進します。                                                    | 福祉課        |



## 重点目標3 男女共生の社会づくり

### (1) 現状と課題（住民意識調査等から）

- 生活の優先の現状は、男性は「仕事中心」が30.5%で最も多いのに対し、女性は「仕事中心」26.1%「家庭生活」が20.2%となっています。女性の社会進出が進み、女性が外で働くことが増加している現代ですが、小国町では食事の支度（8割以上）、食事の後片付け・食器洗い（8割近く）、洗濯（8割以上）などの家事の多くが女性の役割となっており、「家事は主に女性の仕事」というところが実態です。社会構造の変化に合わせ、男女とも「仕事、家庭生活、地域社会」との関わりをバランスよくとることができる環境整備と、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和※P56 参照）についての啓発推進が必要です。
- 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ積極的に参加していく為に必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が62.4%、「男性自身の抵抗感をなくす」が53.3%となっています。男女がともに家事や子育て、地域活動に深くかかわる為のしかけや工夫が必要です。
- 育児休業制度の利用については、「取得したい」が4割近くあり、特に女性は5割近くに達しています。一方で、「取得したいができなかった」が、男性で2割以上、女性でも1割以上あり、制度の活用が完全にはできていない状況にあります。いずれも、背景には仕事との関わり方や経済的な理由が予想されます。特に仕事中心の傾向が強い男性が制度を活用して子育てに積極的に関わるためには、職場環境の整備が必要です。
- 介護休業の利用については、「取得したい」が4割近くあり、特に女性の比率が高くなっています。男女ともに、介護休業を必要なだけ取得できるための環境整備と制度の啓発等が課題です。
- 女性の就労については、「子どもがいても働き続ける」や「子どもが大きくなったら再び職業をもつ」と考えている人が全体の8割近くを占め、男女での意識差もほとんどありません。育児、介護休業制度の活用や再就職支援などが求められています。

| 成果指標                             | 2017 年 | 目標値<br>2022 年 |
|----------------------------------|--------|---------------|
| 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に同感しない人の割合 | 67%    | 80%           |
| ワーク・ライフ・バランスの認知度                 | 15%    | 40%           |
| 「仕事」中心の男性の割合                     | 30%    | 25%           |
| 「家庭生活」中心の女性の割合                   | 20%    | 15%           |
| 女性が結婚や子どもができて職業を持ち続ける「職業継続」型の割合  | 42%    | 50%           |
| 役場の男性職員の育児休業取得率                  | 0%     | 10%           |

### 重点事項3 男性の介護・子育て参画と介護・育児休暇取得推進

働く人にとって介護休暇は職場に迷惑を掛けるかもしれないといった配慮から申し出しにくい事柄です。女性に負担がかかりがちな介護について、男性にも参画してもらうためには、男性が介護に関わりやすい環境づくりが必要です。また、介護と並び女性の負担になりがちな子育てについても、妊娠出産時期の男性のフォローや男性の育児休暇取得など、育児への男性の積極的参画を促す施策を展開します。まずは1時間から、半日から、といった取得しやすい条件整備に加え、周囲の理解を醸成していくことで、介護・育児休暇取得推進を図ります。

### 重点事項4 安心して子育てできる町全体での環境づくり

安心して子育てのできる環境づくりをすることは、結果として生活の安心・安全、働き続けられる環境へと繋がります。子育てにおいて求められる情報を発信し、子育てしやすい環境をつくっていくことが重要です。まずは「求められる情報とは何か」の把握に努めます。

### 重点事項5 働き方改革の推進（男性中心型労働慣行等の変革）

男女ともに、家庭環境や心身の状況はライフステージ（※P56 参照）に応じて変化します。個々の多様なあり方に起因する働き方のニーズに応え、ダイバーシティ（多様性）を受け入れる環境づくりを進めます。例えば、事業所においてフレックスタイム（※P56 参照）短い時間の就労を可能とするワークシェアリング（※P56 参照）などの導入啓発を行います。

### 重点事項6 産業に女性の活力を活かすための女性の意識啓発

「女性が職業をもつこと」についての意向を尋ねた問について、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」が最も多く、「子どもができたらずやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が続く結果となりました。男女共同参画の観点からみると望ましい結果です。これからの産業に女性の活力は必要不可欠です。女性の力を活かすことで社会を活性化していくことはもちろんのこと、若い世代が、多様なライフステージに合うそれぞれのライフスタイルを選択することを可能とする能力を培うことも重要です。女性自身の意識啓発を行い、まだ活用しきれていない女性たちの潜在力を引き出すことが必要です。

### 重点事項7 女性の視点を反映した地域防災（熊本地震の経験と教訓）

東日本大震災・熊本地震の経験から、女性の視点を反映させた地域の防災力向上に取り組みます。そのためには、町防災会議等への女性の登用をはじめ、女性リーダーの育成が必要です。まずは、まちづくりや地域おこしなどの意思決定の場に女性を登用し、男女双方の視点が反映できる環境整備に取り組めます。

## (2) 施策の方向と取り組み

### 1) 家庭・子育てにおける男女共同参画

#### ① 男性の家庭参画への支援

| 取り組み内容                                | 担当課        |
|---------------------------------------|------------|
| 男性が家事や育児、介護等家庭の仕事に参画することについての啓発を行います。 | 住民課<br>福祉課 |
| 男性を対象にした家事・育児・介護に関する講座などを開催します。       | 住民課<br>福祉課 |

### 2) 地域社会における男女共同参画

#### ① 政策・方針決定の場への女性の参画

| 取り組み内容                                                          | 担当課        |
|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 自治会など地域づくりに関わる組織において、指導的立場に女性が少ないため、関係団体に女性登用の促進について理解と協力を求めます。 | 住民課<br>総務課 |

#### ② 男女の地域活動への参加拡大

| 取り組み内容                                                    | 担当課               |
|-----------------------------------------------------------|-------------------|
| 地域活動についても、男女がともに担う必要があり、広報やFM放送等により情報提供を行うなど参加促進の啓発を行います。 | 全庁的取組             |
| 退職後の男性や若年者については、参加のきっかけづくりに力を入れ、身近で取り組みやすい講座や研修会を検討します。   |                   |
| 食育等、男性の参加が少ない分野に進んで参加ができるような、楽しい取り組みや自由な意見の交換ができる環境を整えます。 | 住民課<br>政策課<br>福祉課 |

#### ③ 各種団体、NPO等の活動支援

| 取り組み内容                                                                                                                                          | 担当課 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 男女共同参画の推進に関わる活動を行う地域の団体や先進的な取り組みを行っている団体等に対して、発表の機会や活動の場を提供し活動を支援します。また、男女共同参画を推進するグループ等が主催する活動や事例などの情報を広報等で紹介し、グループへの参加を呼びかけて男女共同参画の意識高揚につなげます | 住民課 |



### 3) 男性の働き方改革（男性中心型労働慣行等の変革）

#### ① 男性中心型労働慣行等の変革

| 取り組み内容                                                                                  | 担当課   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 勤務年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤等が当然としている男性中心の働き方を前提とする労働慣行の変革を推進します。                       | 全庁的取組 |
| 長時間労働は働く人の健康リスクだけでなく、企業にとってもコストや生産性にリスクがあることを明確にし、残業することをプラスとするような評価は見直しが必要であることを啓発します。 | 全庁的取組 |

#### ② 家庭・地域への積極的参画の推進

| 取り組み内容                                                           | 担当課   |
|------------------------------------------------------------------|-------|
| 女性に偏りがちな家事や育児及び地域活動への男性の積極的な参画を進めるため、男性の育児休業制度の活用や休暇取得の取組みを進めます。 | 全庁的取組 |

#### ③ 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援

| 取り組み内容                                                                             | 担当課 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 家事、育児及び介護に男性が参画することが出来るよう、在宅勤務、フレックスタイム（※P56 参照）やワークシェアリング（※P56 参照）など多様な働き方を支援します。 | 住民課 |

### 4) 女性の視点を反映した地域の防災力向上（熊本地震の経験と教訓）

#### ① 女性の視点を反映した地域防災力の向上と環境整備

| 取り組み内容                                                                                   | 担当課   |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 町防災会議等への女性の登用、地域の防災を担う女性リーダーなどの育成を支援し、防災・復興の意思決定の場への女性の参画を促進し、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。 | 総務課   |
| まちづくりや地域おこし、環境などの分野において、女性の視点が反映される環境整備に取り組みます。                                          | 全庁的取組 |





## 5) 職場における男女共同参画

## ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

| 取り組み内容                                                  | 担当課        |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 商工会、JA組織などの協力を得て、子育て支援などの両立支援に積極的に取り組んでいる事例の収集、紹介を行います。 | 住民課<br>福祉課 |
| ワーク・ライフ・バランスに関する講座や研修会などを開催します。                         | 住民課        |

## ② 男女の雇用の機会均等

| 取り組み内容                                                           | 担当課               |
|------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 家族経営の農業が家族員にとってよりよいものとなるよう、賃金や家事を含めた役割を取り決める家族経営協定の締結を啓発し、支援します。 | 産業課               |
| 事業所に対し、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業制度などの法や制度の遵守・活用に関する情報提供を行います。      | 政策課<br>情報課<br>産業課 |
| 出産・育児休業制度や関連したハラスメント防止のための啓発や研修会等を行います。                          | 住民課               |

## ③ ポジティブ・アクションの推進

| 取り組み内容                                            | 担当課 |
|---------------------------------------------------|-----|
| 事業所に対し、積極的に女性を登用することについて啓発し、ポジティブ・アクションの導入を奨励します。 | 住民課 |

## ④ 女性のチャレンジ支援とリーダーの育成

| 取り組み内容                                             | 担当課        |
|----------------------------------------------------|------------|
| 女性のチャレンジを支援し、情報提供や相談を行います。                         | 住民課        |
| 女性の起業や資格取得、一旦退職した女性の再就職支援などについて、関係機関と連携し情報提供を行います。 | 住民課<br>情報課 |
| 女性の人材育成のための講習会・研修会を行います。                           | 住民課<br>総務課 |
| 県の人材育成事業を積極的に活用し、男女共同参画社会づくりを力強く進める地域リーダーを育成します。   |            |
| 女性管理職やその候補を対象としたマネジメント研修等の情報提供と参加促進を行います。          |            |

## 重点目標4 さまざまな分野における男女共同参画の推進

### 1) 現状と課題（住民意識調査等から）

- 小国町では政策や方針決定の場への女性参画の促進に努めていますが、女性の町会議員は定員12名中1人で、現状では女性の声が町政に届きにくい状況にあるといえます。女性が政策や方針決定へ参画する機会を阻害している要因として、性別によって役割を分担させる意識があげられます。住民意識調査では、男女があらゆる分野でもっと平等になるためには「性別による役割分担意識を改める」が3割近くあり、男女共同参画への意識変革をとおして、町づくりの場に女性が積極的に参画・登用できる環境整備が課題となっています。
- 住民意識調査においては、男女共同参画社会を実現するために町に望むこととして「学校、地域社会、家庭における男女平等教育」が46.4%、「高齢者が安心して暮らせる施策の充実」が42.4%、「子育て支援サービスの充実」が38.1%でした。超高齢化社会において、高齢者が安心・安全に暮らせ、子育てがしやすい町づくりとともに、教育・啓発活動の強化充実が男女共同参画社会の体制整備に欠かせません。

| 成果指標             | 2017年    | 目標値<br>2022年 |
|------------------|----------|--------------|
| 町役場の管理職数（課長級以上）  | 1人（8.3%） | 3人（25%）      |
| 審議会等における女性委員の登用率 | 25.2%    | 30%          |

（2017年4月時点）

| 審議会等委員名         | 総数  | うち女性 | 女性の割合 |
|-----------------|-----|------|-------|
| 行政部長            | 33人 | 0人   | 0.0%  |
| 民生委員・児童委員（主任含む） | 25人 | 14人  | 56.0% |
| 町防災会議           | 57人 | 2人   | 3.5%  |
| 隣保館・児童館運営審議会    | 11人 | 4人   | 36.4% |
| まちづくり審議会        | 12人 | 1人   | 8.3%  |
| スポーツ推進委員協議会     | 9人  | 2人   | 22.2% |
| 男女共同参画社会推進懇話会   | 8名  | 4名   | 50.0% |
| （参考） 町議会議員      | 12人 | 1人   | 8.3%  |

## (2) 施策の方向と取り組み

### 1) 庁内推進体制の強化

| 取り組み内容                                                                          | 担当課   |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 町の政策決定の場である審議会等の委員会について、女性の登用を進めていきます。                                          | 全庁的取組 |
| 女性の登用率は全体で 30%となることを目指します。女性枠の導入も視野に入れて取組めます。                                   |       |
| 庁内における男女共同参画の推進と、施策に関する進捗状況の把握を行うため、関係課の代表者で組織する小国町男女共同参画社会推進会議で庁内の課題解決に取り組めます。 |       |
| 各分野における施策の推進においては、男女共同参画の視点を大切にします。                                             |       |
| 女性職員の能力開発や職域の拡大（配置の見直し）に積極的に取組めます。また、有能な人材については管理職への登用を推進します。                   | 総務課   |

### 2) 男女共同参画を推進するリーダー育成

| 取り組み内容                                                     | 担当課        |
|------------------------------------------------------------|------------|
| 町内の女性グループや、やる気のある人材の情報収集を行うとともに、広報等を積極的に活用して女性の活躍の推進を図ります。 | 住民課<br>情報課 |

### 3) NPO、各種団体、企業等との協働推進

| 取り組み内容                                                          | 担当課        |
|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 情報提供について、広報・ホームページ等の充実に努めます。                                    | 全庁的取組      |
| 住民や関係団体によって構成される男女共同参画推進懇話会において、住民、事業所、行政が連携を図りながら男女共同参画を推進します。 | 住民課        |
| 国や県、他市町村とも連携し、男女共同参画社会の実現に向けて取組めます。                             | 住民課<br>総務課 |
| 男女共同参画の推進の拠点づくりについて検討していきます。                                    | 住民課        |

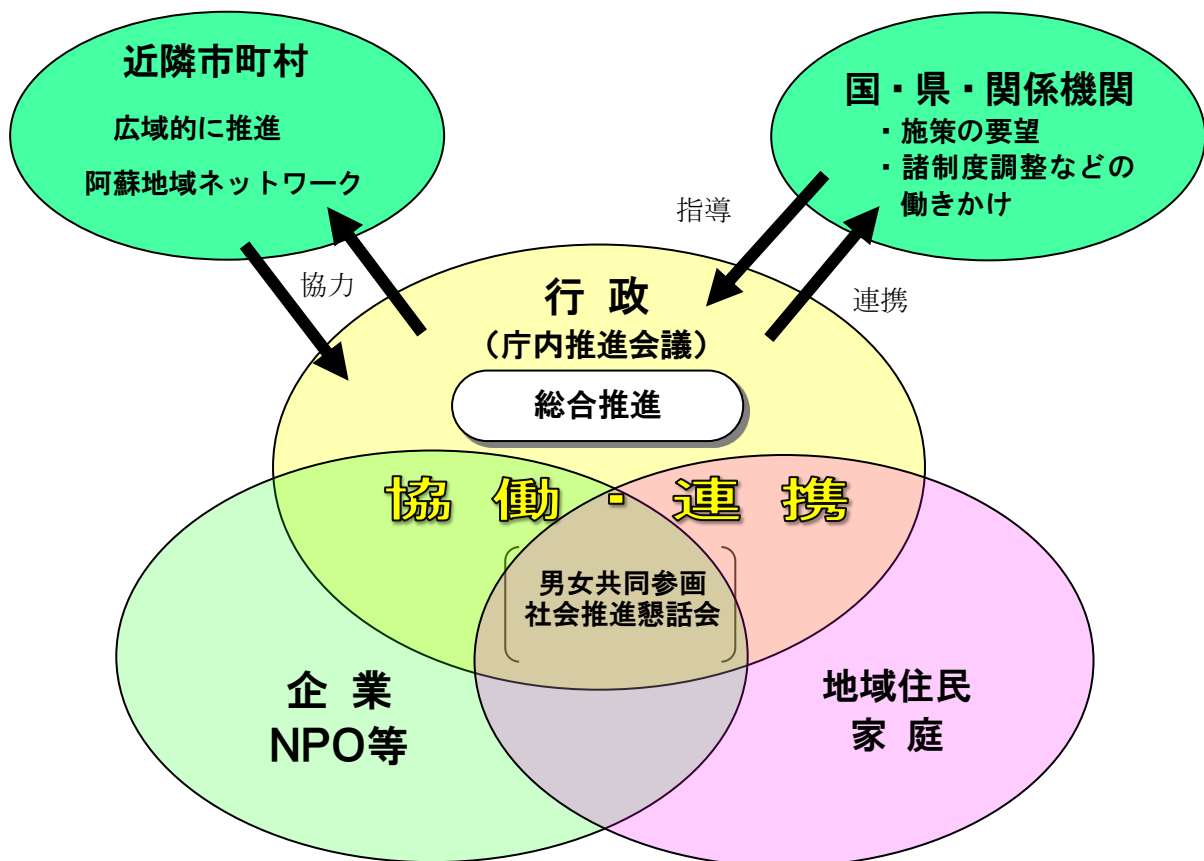
## 4) 国際社会への理解促進

わが国における男女共同参画の推進は、国際社会の流れと連動して進展しており、日本においても女子差別撤廃条約の批准を行っています。そのため、他国との関係や国際社会の動きを見据えて男女共同参画を推進していくことは重要です。町で生活する外国籍の人に対しても、国際的な協調の視点に立って交流し、お互いの理解を深める必要があります。そのためには、さまざまな活動を通して外国についての文化や習慣の違いを理解し、行動できるような取組みを推進します。

## ① 国際交流及び国際社会への理解

| 取り組み内容                                                              | 担当課   |
|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 女性の人材育成のための講習会や研修会を行います。                                            | 住民課   |
| 国際的な視野を持って男女共同参画の調査・研究、実践を行うとともに、町内在住の外国籍の方に対しても男女共同参画の視点をもって支援します。 | 全庁的取組 |

## 男女共同参画社会の推進体制イメージ図





## 資料編

# 1. 小国町男女共同参画社会推進条例

平成 26 年 12 月 15 日  
条例第 26 号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内において、営利、非営利等の別にかかわらず、経済活動又は社会活動（以下「事業活動」という。）を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、町、地域及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活及び他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が平等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成に鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行わなければならないこと。

(まちの責務)

第4条 町は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するにあたり、国、県、町民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。



(町民の責務)

第5条 町民は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)

(3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

2 町は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

(講習に表示する情報に関する配慮)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第1項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないように配慮しなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

(1) 町長は、計画を策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

(2) 町長は計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(3) 前2号の規定は、計画の変更について準用する。

(町民の理解を深めるための措置)

第10条 町は男女共同参画の推進について、町民及び事業者の理解を深めるため広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 町は、町民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第12条 町は、性別に基づく人権の侵害等に関する町民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 町は男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 町は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(男女共同参画社会推進懇話会の設置)

第15条 町は町民の視点による男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

2 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(1) 男女共同参画社会の形成のため施策の樹立とその推進に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進における調査研究に関すること。

(3) 第12条相談の対応等の処理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要なこと。

(組織)

第16条 懇話会は、委員10人以内で組織し、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 懇話会は、識見を有する者、各種団体から選出された者、その他町長が適当と認めた者をもって組織し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第18条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 会長は、必要に応じて懇話会の会議を招集し、その議長となる。

2 懇話会に、必要に応じて部会を置くことができる。

3 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(雑則)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## 2. 小国町男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：平成29年6月22日～平成31年3月31日

|     | 氏 名       | 性別 | 所 属                       |
|-----|-----------|----|---------------------------|
| 会長  | 木 田 増 美   | 女  | 小国町連合婦人会会長                |
| 副会長 | 高 村 祝 次   | 男  | 小国町議会総務文教福祉常任委員長          |
|     | 石 松 英 雄   | 男  | 人権擁護委員（男女共同参画部会）          |
|     | 坂 田 徹 志 郎 | 男  | 人権擁護委員（男女共同参画部会）          |
|     | 鳩 野 美 陽 子 | 女  | 熊本県男女共同参画推進委員             |
|     | 田 代 篤 雄   | 男  | 小国町教育委員代表                 |
|     | 松 崎 た か 子 | 女  | 小国町民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員 |
|     | 辛 嶋 照 美   | 女  | 小国町商工会女性部部長               |

※敬称は略します

# 小国町男女共同参画に関する 住民意識調査報告書 概要版

## 《 調 査 の 概 要 》

### ◆ 調査の目的

本調査は小国町における男女共同参画についての意識と実態を把握し、今後の男女共同参画施策を充実させていくための基礎資料とすることを目的としています。

### ◆ 調査の対象

満 20 歳以上の小国町民 500 人

### ◆ 調査の期間

満 20 歳以上の小国町民

平成 29 年 7 月 1 日（月）～7 月 31 日（月）まで

### ◆ 調査の方法

郵送による配付・回収

### ◆ 回 収 率

満 20 歳以上の小国町民 42.0%

※ 図表中のNは、回答者全員、nは限定された回答者の数（母数）を示し、回答率（%）の分母となっています。

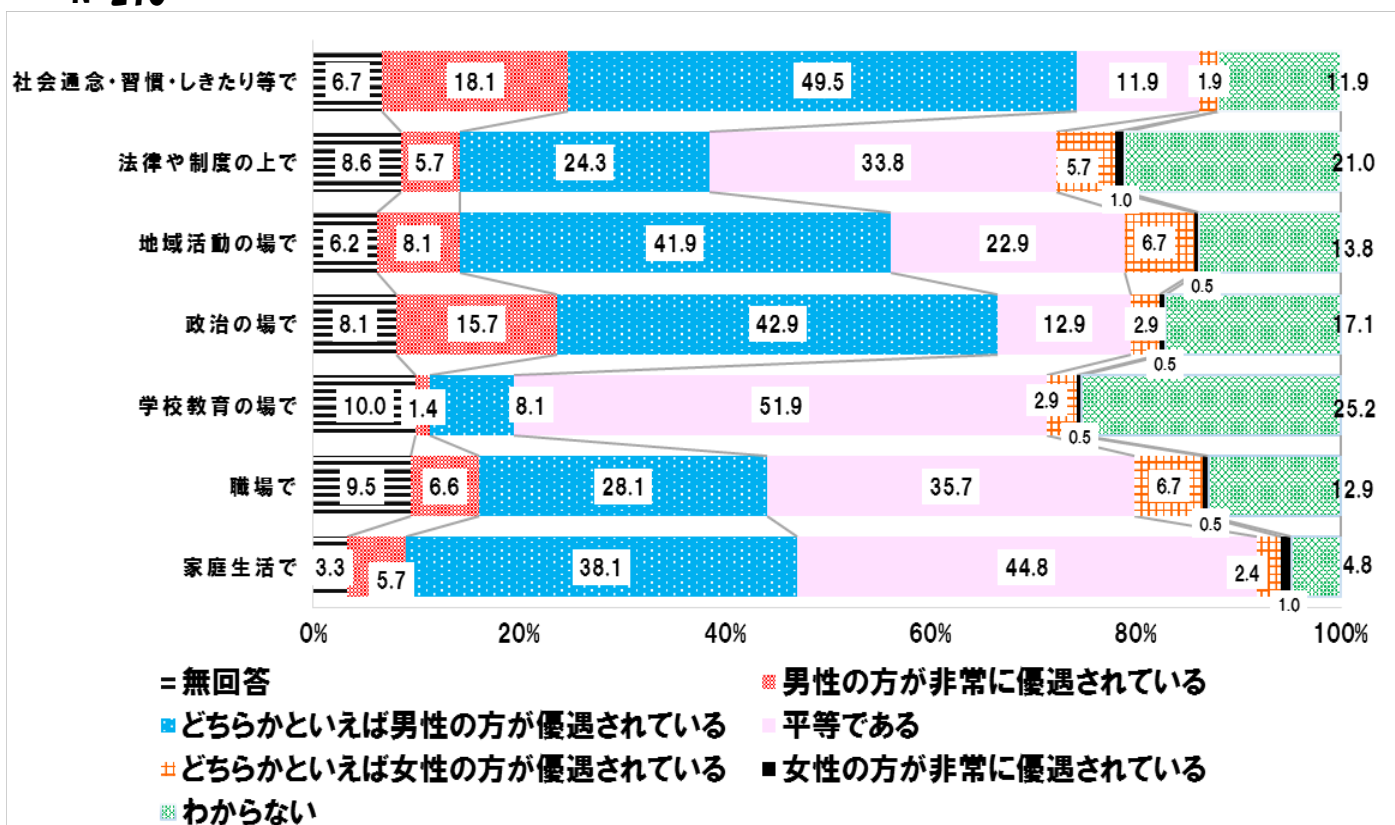
# 1 満 20 歳以上の住民を対象とした調査の概要

## 男女平等に関する考え方について

男女の地位の平等感（図1）は「学校教育の場」（51.9%）や「家庭生活」（44.8%）、  
「法律や制度の上」（33.8%）などで高くなっています。しかし、全体では「男性の方が  
優遇されている」と考えており、「女性の方が優遇されている」と考える人は、どの分野  
も 10%未満にとどまっています。とくに、「社会通念・慣習等」では 67.6%が「男性の  
方が優遇されている」と考えています。

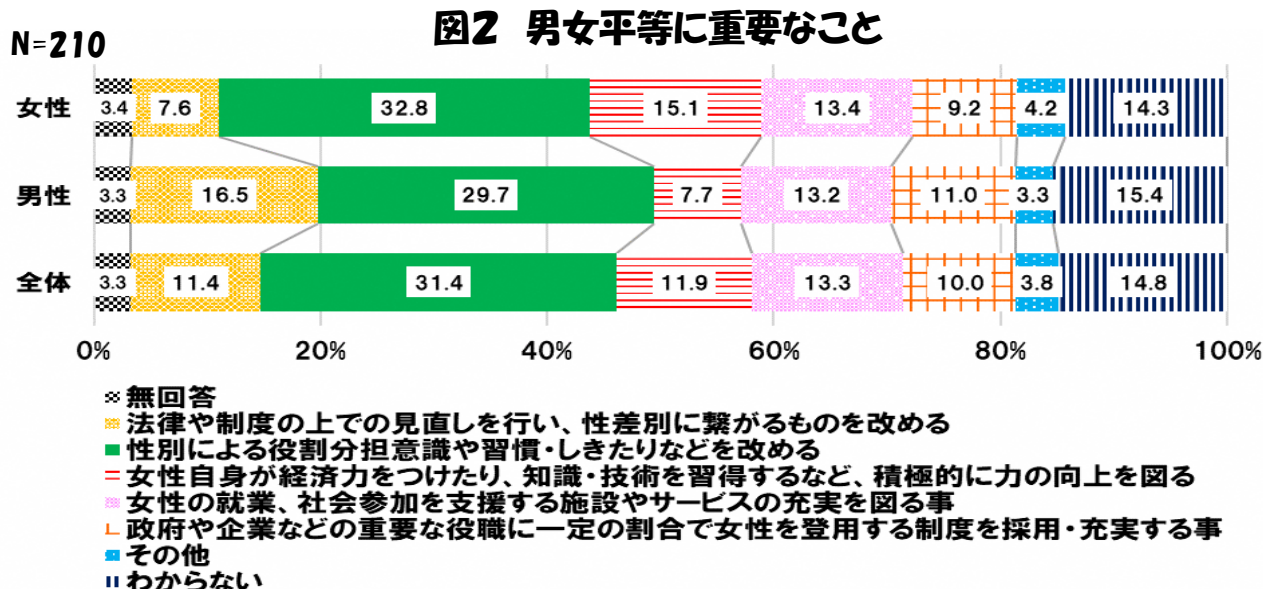
図 1 男女の地位の平等感

N=210



## 男女平等に重要なことについて

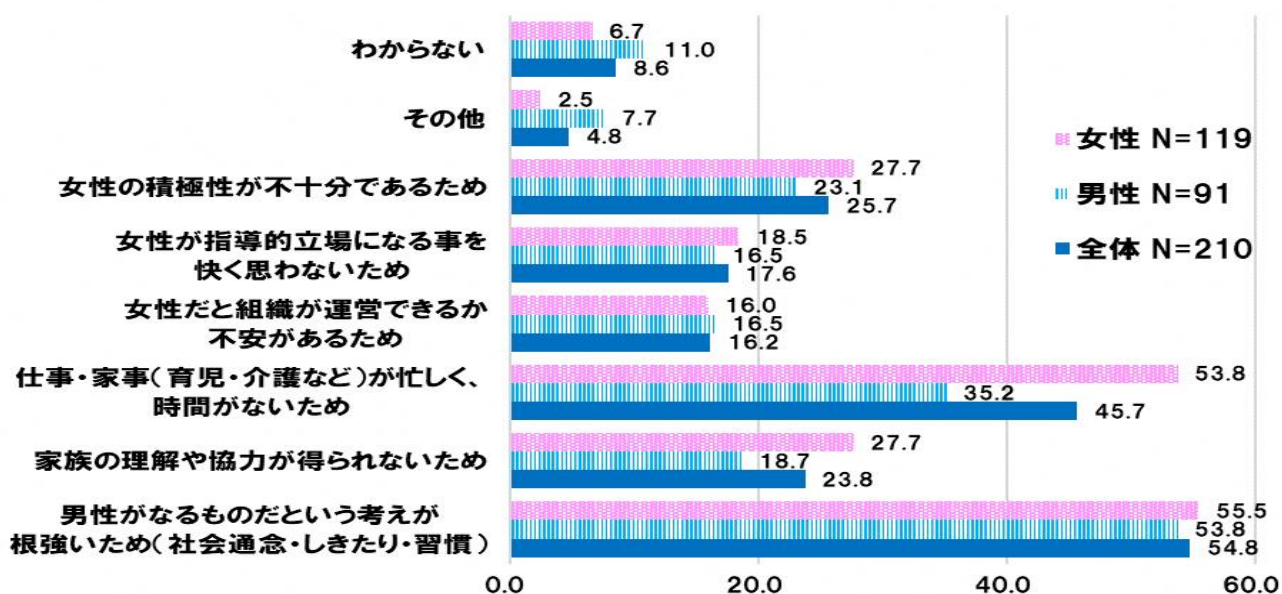
男女平等に重要なこと(図2)は「性別による役割分担意識などを改めること」(31.4%)や「女性の就業・社会参加の支援充実」(13.3%)などで高くなっています。男女別にみると、男性は「性別による役割分担意識などを改めること」、女性は「女性の就業・社会参加の支援充実」を重視する傾向にあります。



## 女性の社会参画について

各種団体の代表、町の審議会委員、PTA会長など地域の団体の代表に女性が少ない原因(複数回答、図3)については、「男性になるものだという考えが根強い」(54.8%)や「仕事・家事が忙しい」(45.7%)などで高くなっています。男女ともに「男性になるものだという考え」が半数を占めているほか、男性は「女性の積極性が不十分」、女性は「仕事・家事が忙しい」といった傾向がでています。

**図3 女性の社会参画について**

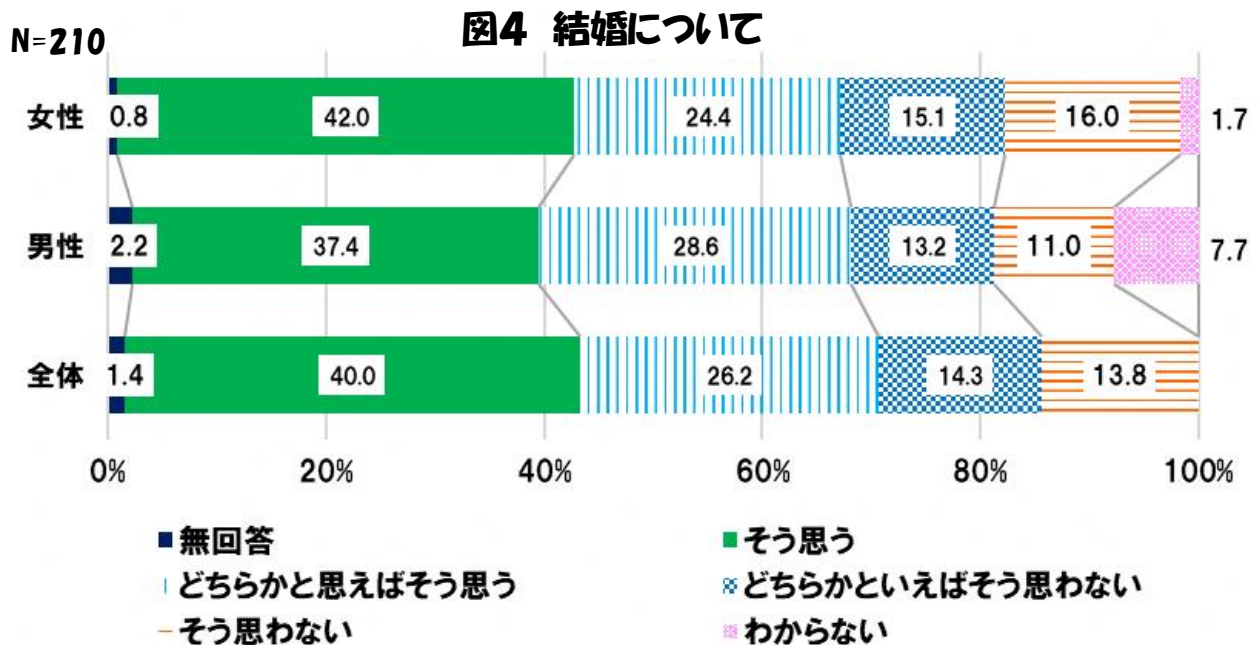




## 結婚と家庭生活について

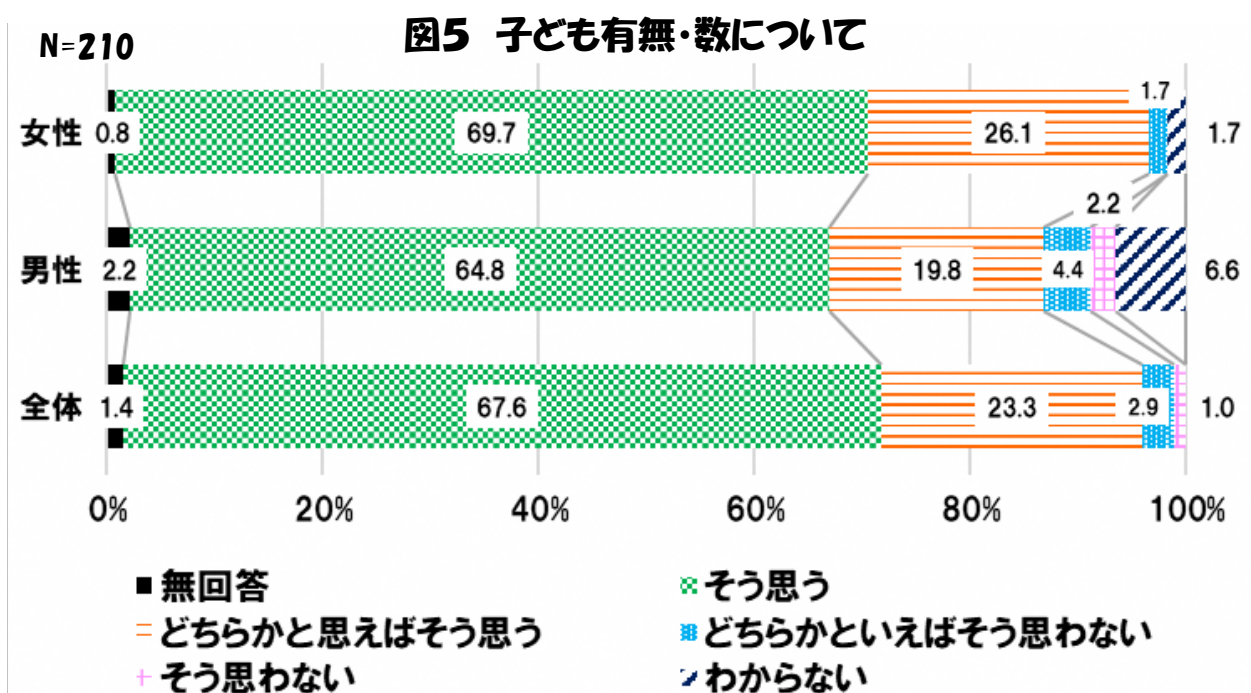
### ア) 結婚について

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」（図4）については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 66.2%を占めました。一方、女性の3割はこの考えに否定的で、男性より多くなっています。



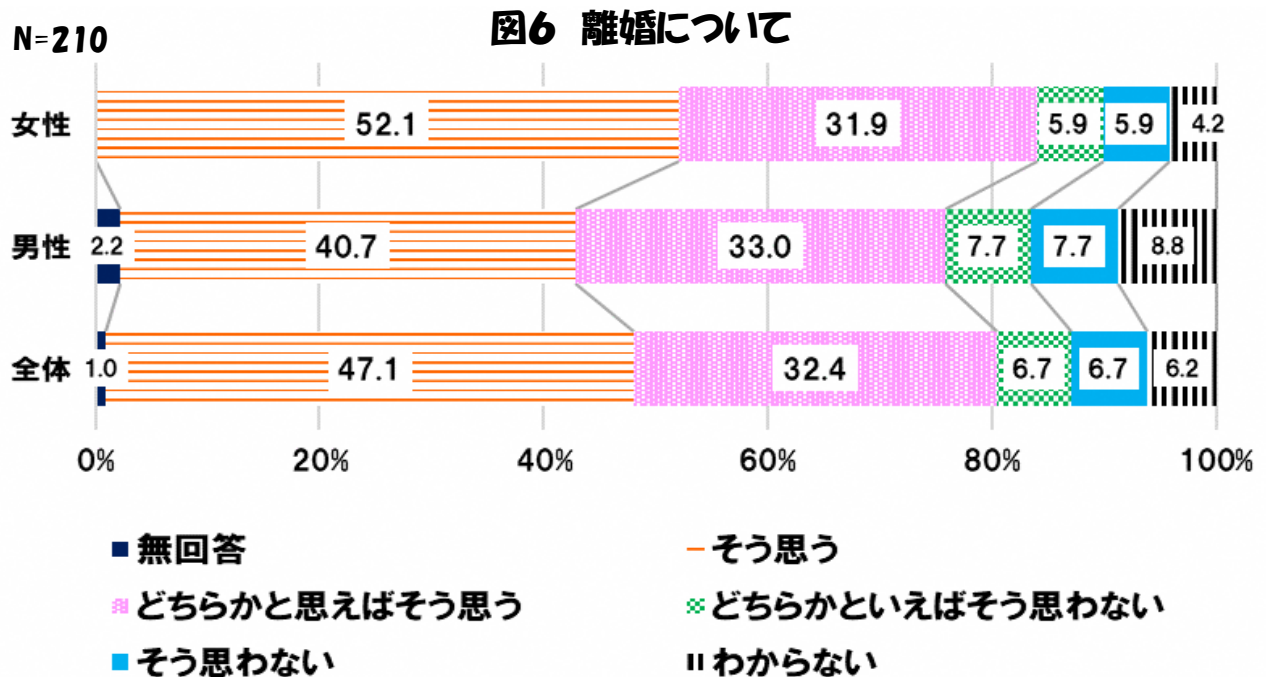
### イ) 子どもの有無や数について

「子どもを持つことやその数は、周囲の考えより夫婦の考えを優先すべき」（図5）については、「そう思う」が 67.6%を占めています。男女別にみると、女性の方がそのような考えが多くなっています。



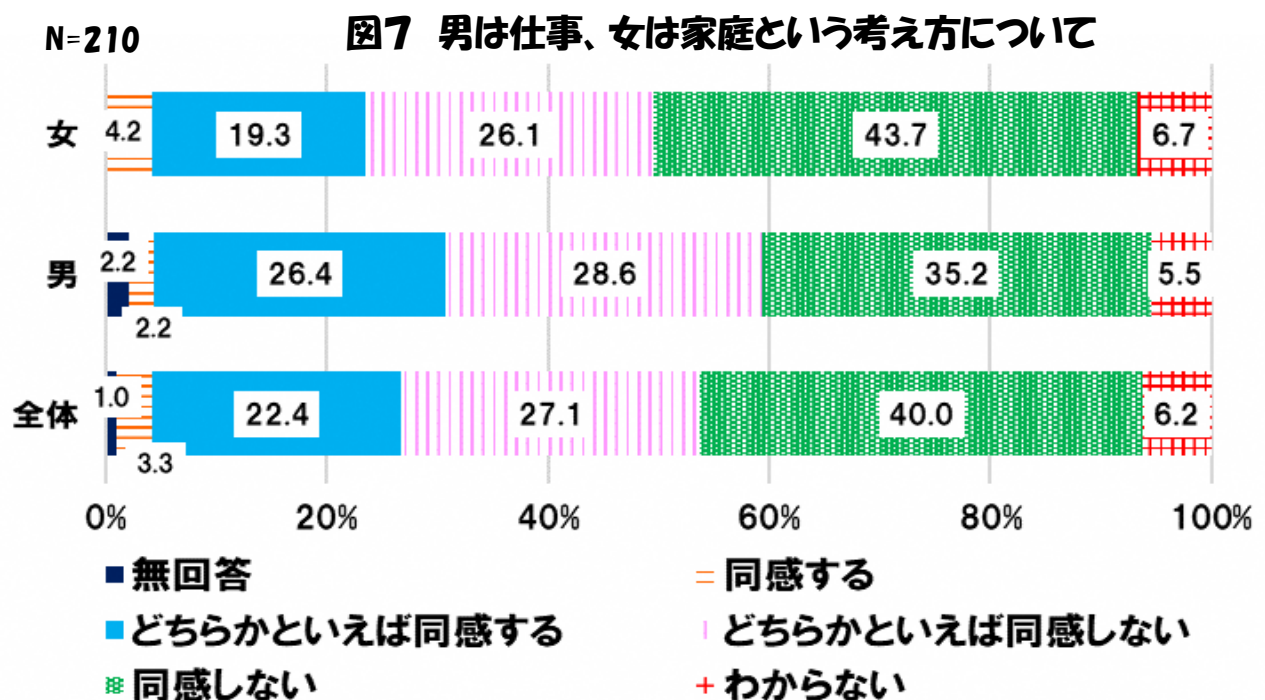
### ウ) 離婚について

「結婚しても事情があれば離婚するのもやむを得ない」(図6)については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が79.5%を占めました。男女別にみると、女性の方がそのような考えが多くなっています。



## 男は仕事、女は家庭という考え方について

「男は仕事、女は家庭という性別による役割分担」(図7)については、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計が67.1%を占めました。男女別にみると、女性の方がそのような考えが多くなっています。

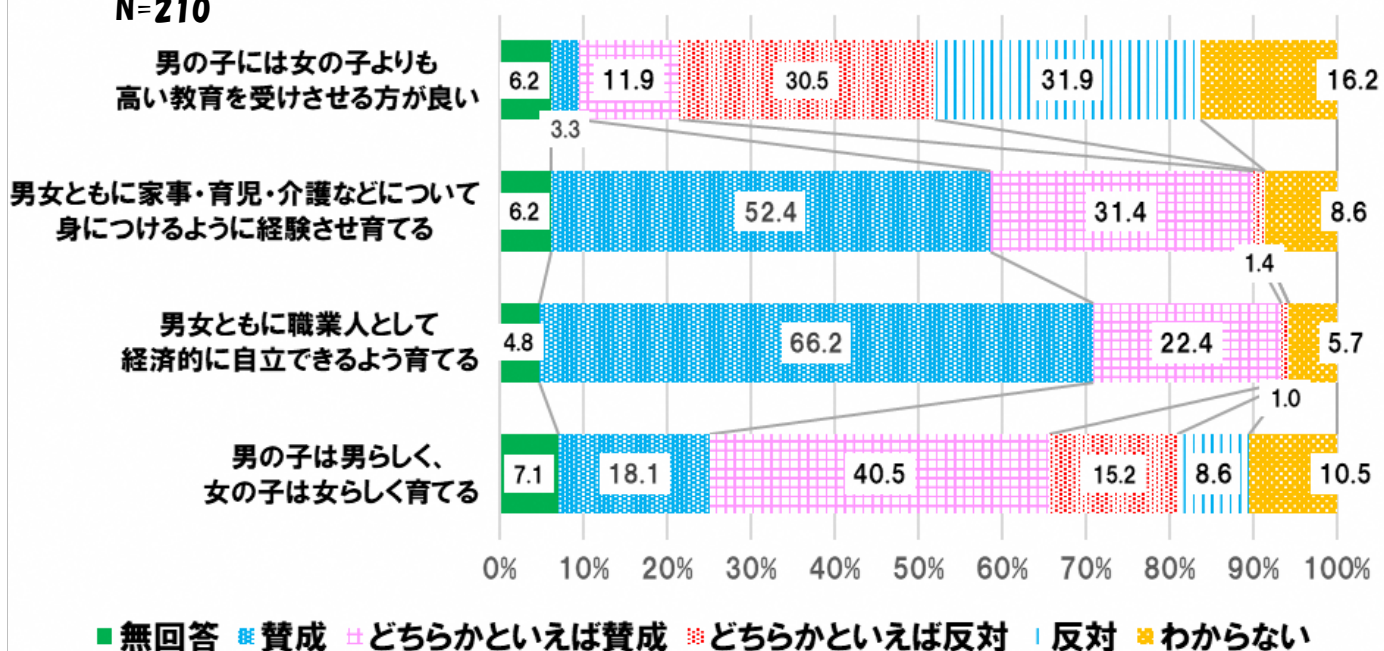


## 子どもの教育について

「子どもの教育」（図8）について「賛成」する項目は「男女ともに職業人として経済的に自立できるように育てる」（66.2%）や「男女ともに家事・育児・介護などについて身につけるように育てる」（52.4%）などで高くなっています。一方、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」に「賛成」は18.1%、「男の子には女の子よりも高い教育を受けさせる方が良い」に「賛成」は3.3%にとどまっています。

図8 子どもの教育について

N=210





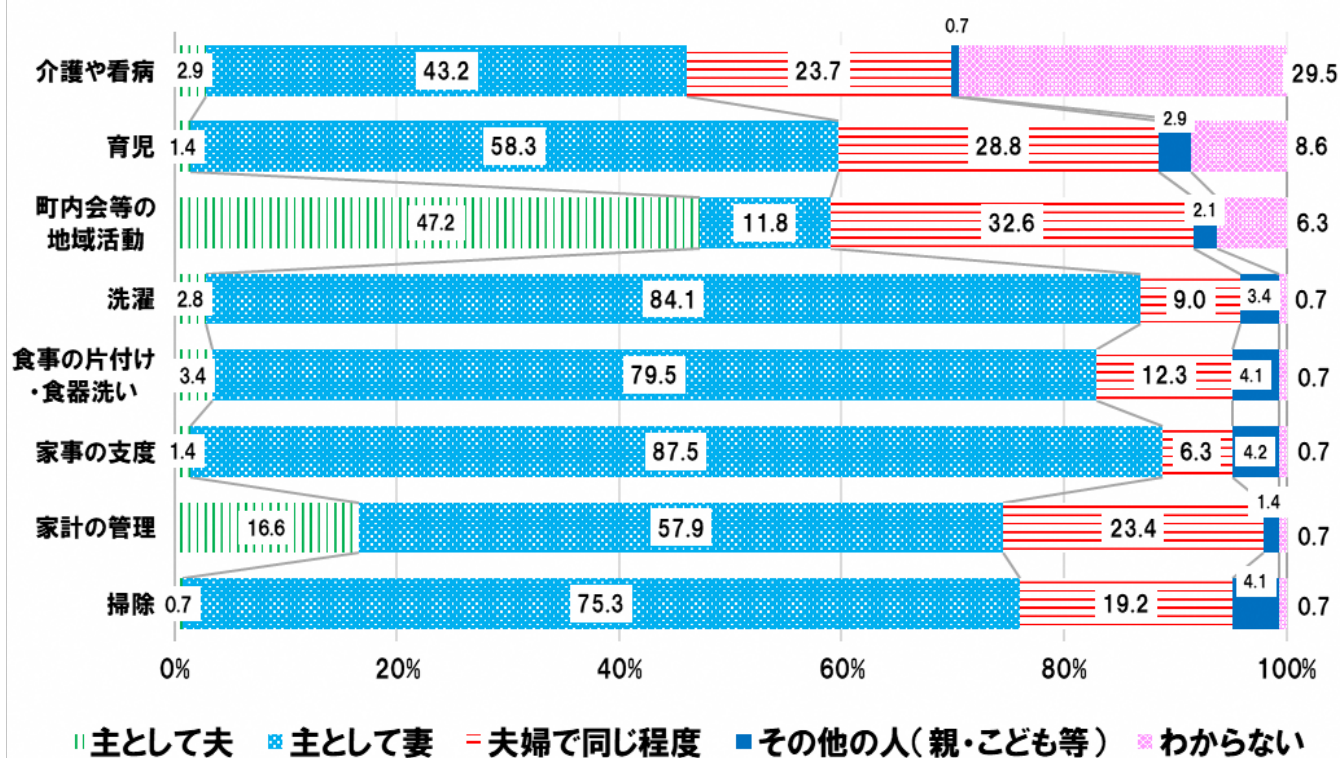
## 家事等の役割分担について

「家事等の役割分担」（図9）について「主として妻」は「食事の支度」（87.5%）や「洗濯」（84.1%）、「食事の後片付け、食器洗い」（79.5%）、「掃除」（75.3%）などで高くなっています。一方、「主として夫」は「町内会等の地域活動」が47.2%となり、家庭は妻、地域は夫という役割分担意識が高くなっています。また、「育児」や「介護や看病」についても、「主として妻」の比率が比較的高く、家事・育児・介護での女性（妻）の負担が大きいという実態が明らかになりました。

「夫婦で同程度」は「町内会等の地域活動」（32.6%）、「育児」（28.8%）「介護や看病」（23.7%）、などが高くなっており、女性（妻）が主に担うものの、男性（夫）の協力も得られていることがわかります。

図9 家事等の役割分担について

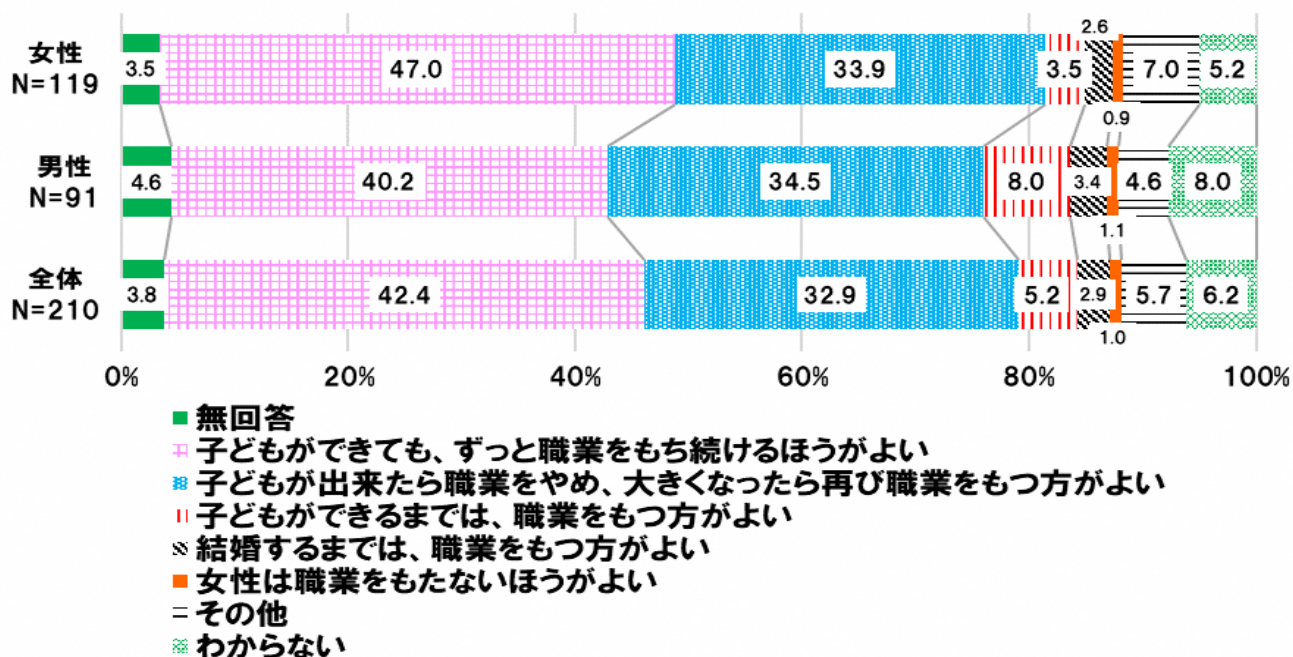
N=210



## 女性が職業をもつことについて

「女性が職業をもつことについて」（図 10）は、「子どもができて職業を続ける」（42.4%）と「子どもができたらずめ再び職業をもつ」（32.9%）で高くなり、女性が職業を続けることに肯定的です。M 字型就労（M 字カーブ）に起因する可能性があります。比較的女性の方が職業継続の意識が高くなっています。

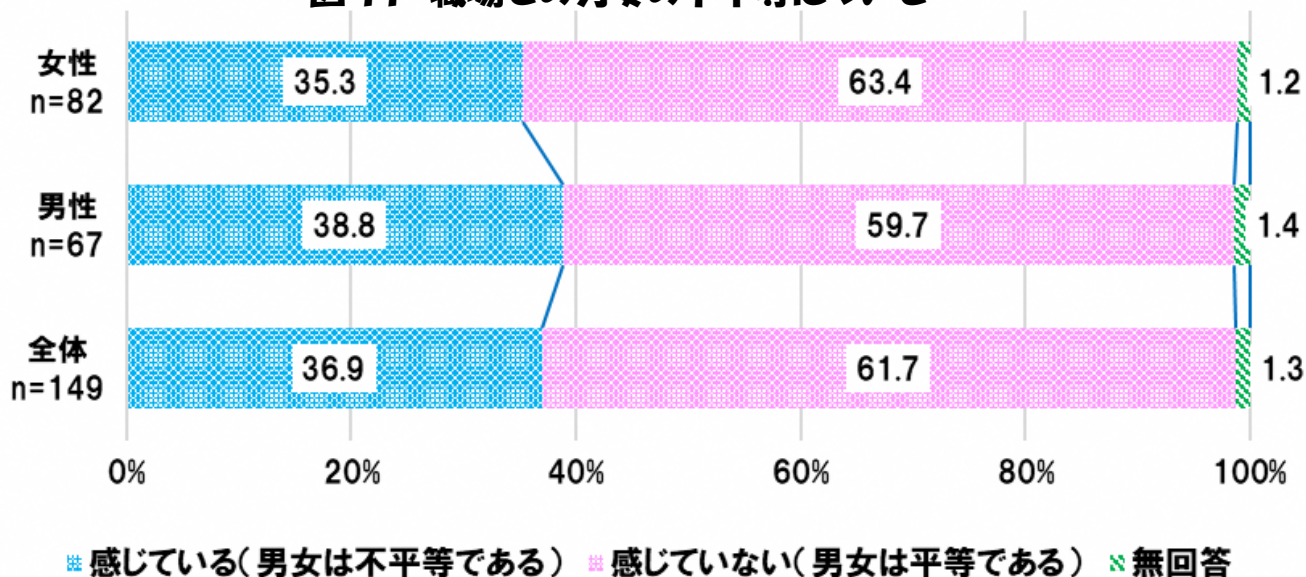
図 10 女性が職業をもつことについて



## 職場での男女の不平等について

職業をもっている人に聞いた「職場での男女の不平等について」（図 11）は、「感じている」（男女は不平等である）が 36.9%で、ほぼ3分の1となりました。

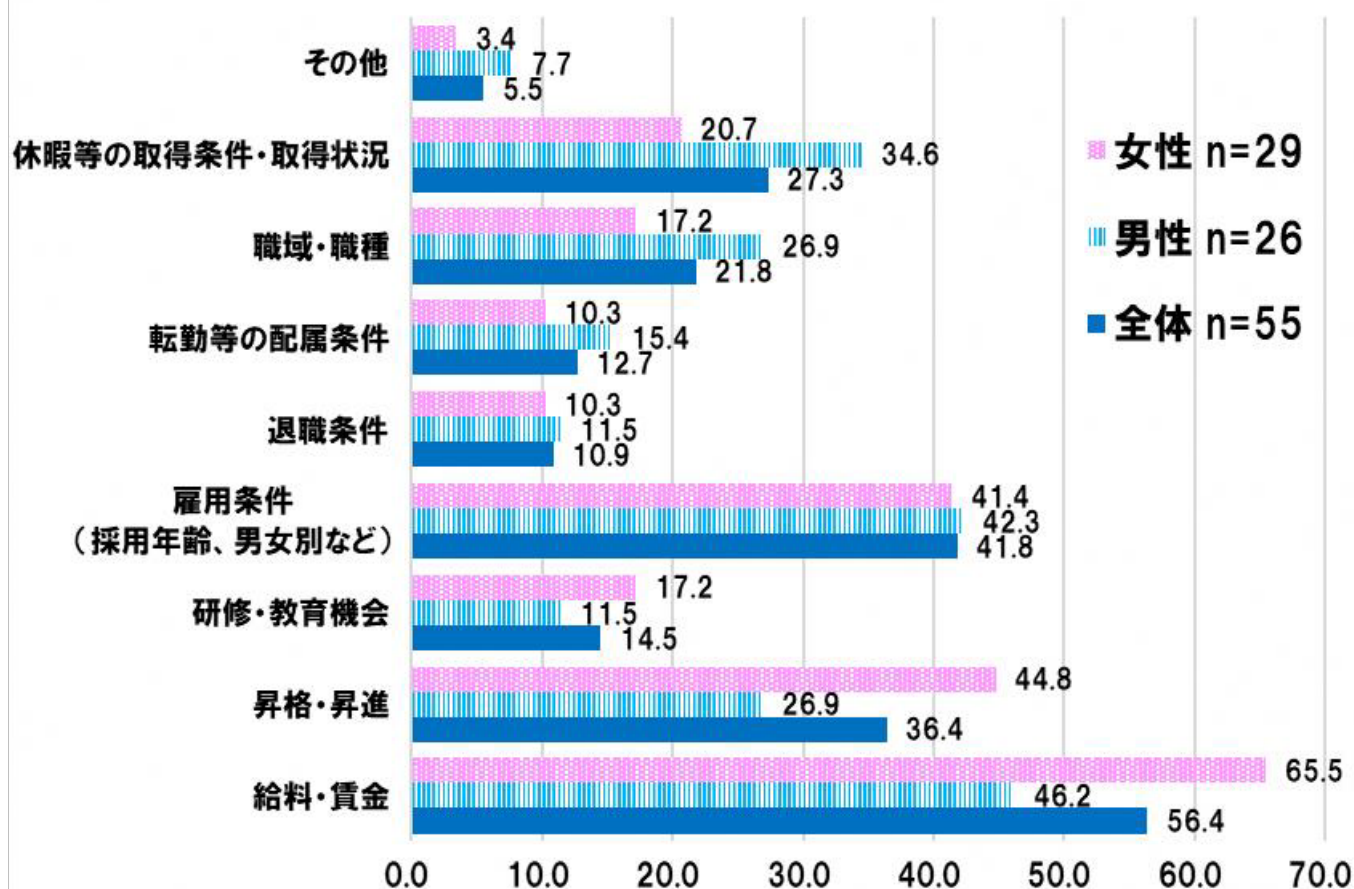
図 11 職場での男女の不平等について



## 職場で感じる男女の不平等について

職場での男女の不平等を「感じている」（男女は不平等である）人に聞いた「どのようなことに対して不平等を感じますか」（複数回答、図 12）は、「給料・賃金」（56.4%）、「雇用条件」（41.8%）、「昇格・昇進」（36.4%）が高く、女性では6割程度に達しています。

図 12 職場で感じる男女の不平等について



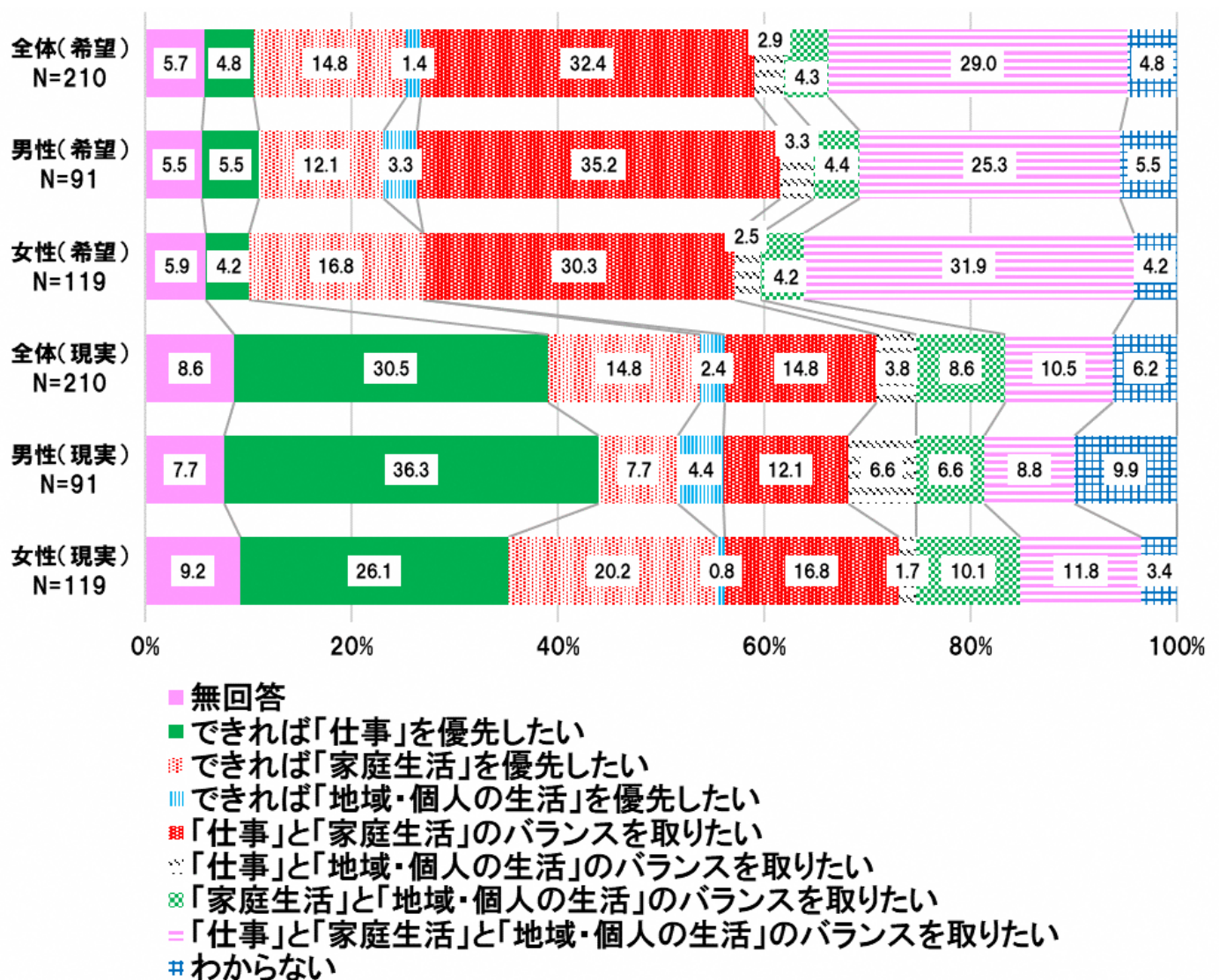


## 仕事と家庭・地域生活の両立について

「生活を送る上で最も希望に近いもの」（希望、複数回答、図 13）と「現実（現状）に近いもの」（現実、複数回答、図 13）での「希望」では、「仕事と家庭生活」（32.4%）と「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」（29.0%）が高くなりました。

また、「現実」では、「仕事」（30.5%）と「家庭生活」（14.8%）、「仕事と家庭生活」（14.8%）の順で高くなり、「仕事」優先の傾向が強く出ています。男女別にみると、男性は「仕事」優先が 36.3%に対して、女性は 26.1%と開きがあります。逆に、女性は「家庭生活」優先が 20.2%あるのに対して、男性は 7.7%と低く、男女に意識差があるといえます。

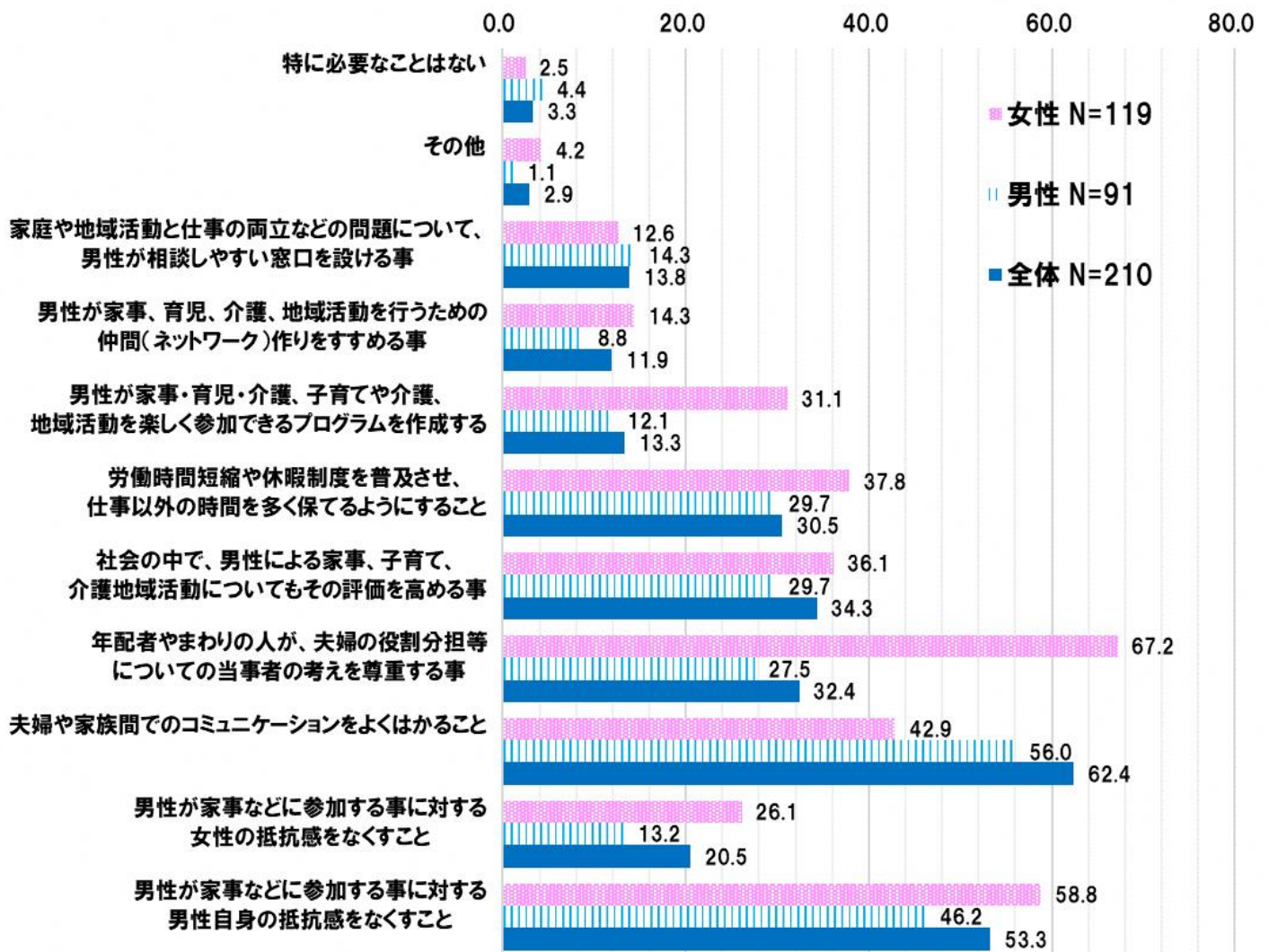
図 13 生活を送る上で最も希望に近いものと現実に近いものについて



## 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するのに必要なこと

「男性が女性とともに家事、子育て、介護地域活動へ参加するのに必要なこと」（複数回答、図 14）については、「夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかる」（62.4%）や「男性自身の抵抗感をなくす」（53.3%）、「労働時間短縮や休暇制度を普及させる」（30.5%）、「社会の中で評価を高める」（34.3%）などが高くなりました。男女別にみると、女性は「年配者や周りの人が当事者の考えを尊重する」、「男性自身の抵抗感をなくす」や「夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかる」、などの比率が男性と比べて高くなりました。

図 14 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するのに必要なことについて

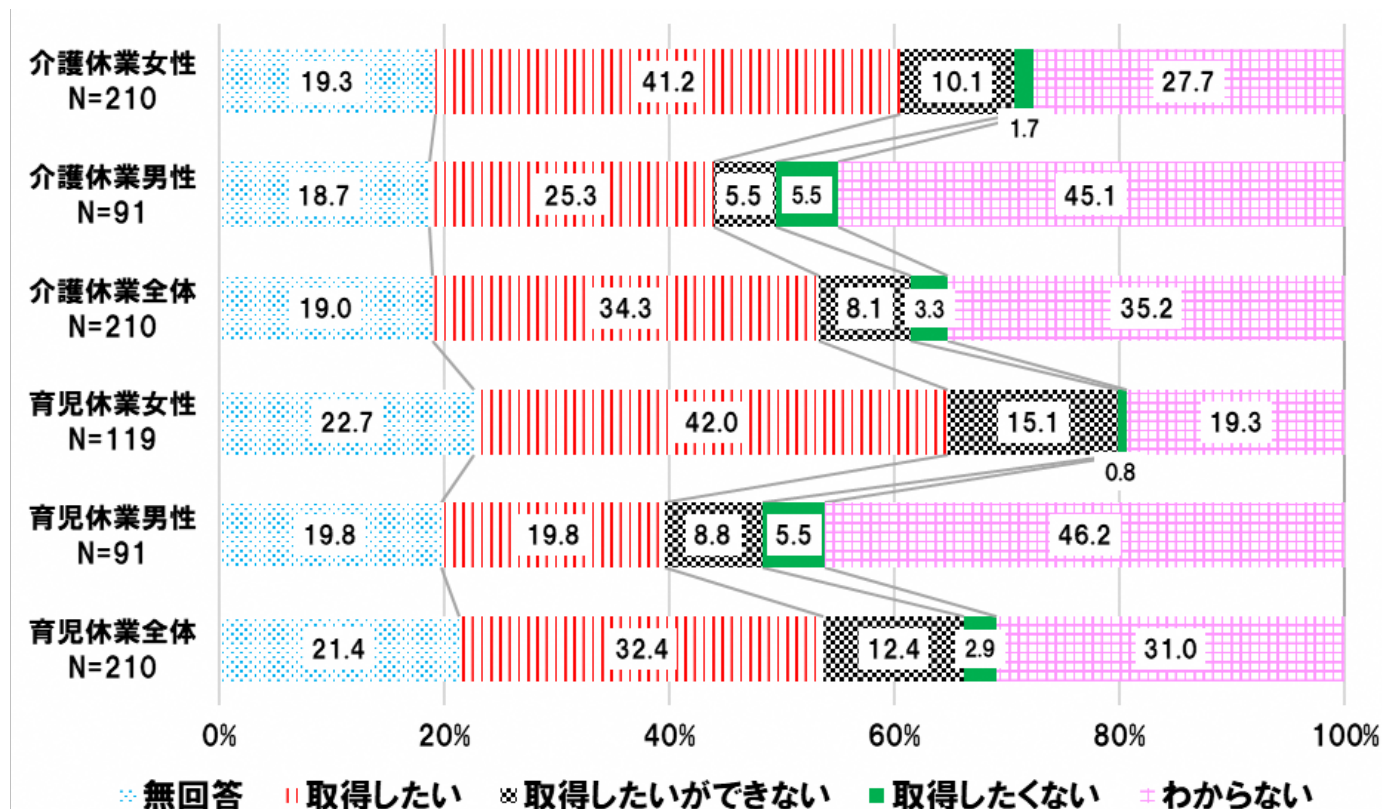


## 育児休業・介護休業について

「子育てを積極的に行うため、育児休業を取得することについてどう思うか」(図 15)と「介護を積極的に行うため、介護休業を取得することについてどう思うか」(図 15)では、育児休業を「取得したい」が32.4%となりましたが、一方で「取得したいができなかった」が12.4%ありました。男女別にみると、女性で育児休業を「取得したい」が42.0%あったのに対して、男性は19.8%と差が出ています。また、男性で「取得したいができなかった」は12.4%あり、男性の育児休業取得が困難な現状がみえます。

介護休業については、「取得したい」が34.3%に対して、「わからない」が35.2%となりました。男女別にみると、女性は「取得したい」が41.2%に対して、男性は25.3%となり、男女の意識差が大きくなっています。

図15 育児休業・介護休業を取得することについてどう思うか

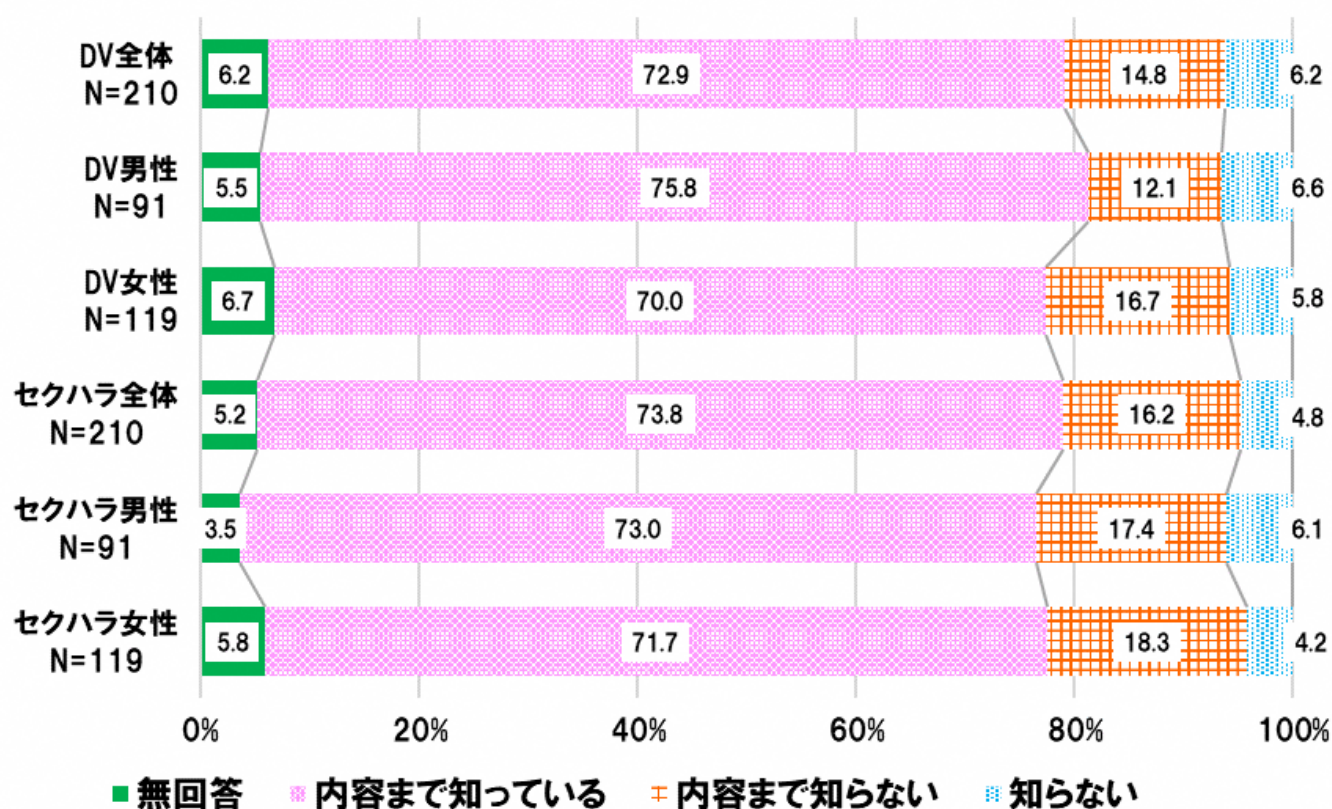




## DV・セクハラ認知度について

「DV・セクハラの認知度」（図 16）については、「内容まで知っている」が「DV」では72.9%、「セクハラ」では73.8 となり、認知度は高くなっています。男女別に「内容まで知っている」をみると、「DV」、「セクハラ」とも男性の比率がやや高くなっています。一方、「内容まで知らない」については、「DV」、「セクハラ」とも女性の比率が男性よりも高く、男性の認知度や関心が高いという結果となりました。

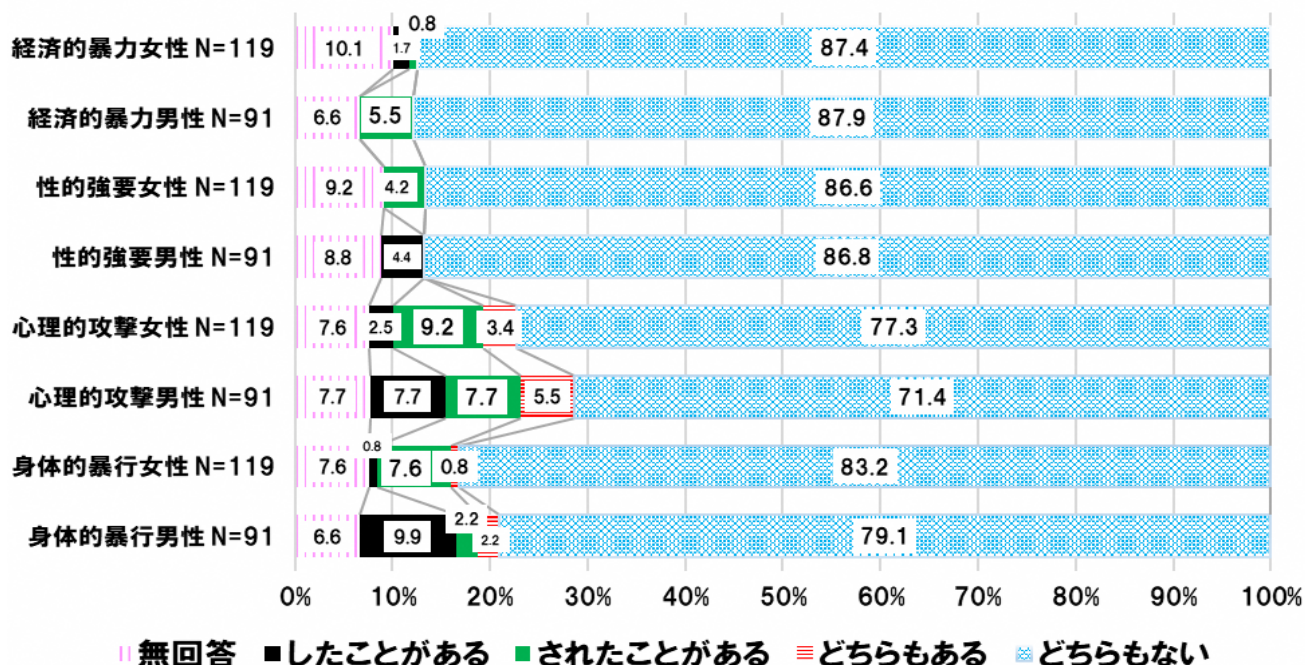
図 16 DV・セクハラの認知度について



## DV の経験について

「配偶者や恋人との間で、次のようなことについて、したりされたりしたことがありますか」（図 17）では、男性で「身体的暴行」（9.9%）、「心理的攻撃」（7.7%）がありました。

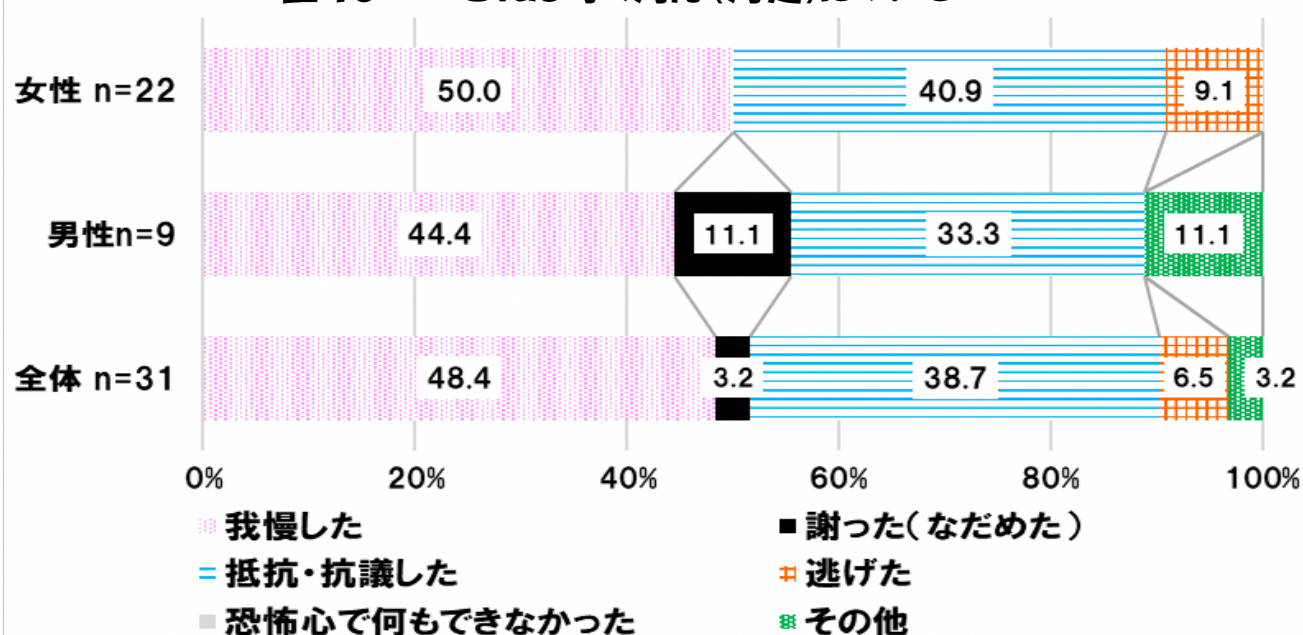
図 17 DVの経験について



## DV をされた時の対応（対処）について

DV をされたことがある方が、その時に「どう対応（対処）したか」（図 18）では、女性で「我慢した」が 50.0% ありました。

図 18 DVされた時の対応(対処)について



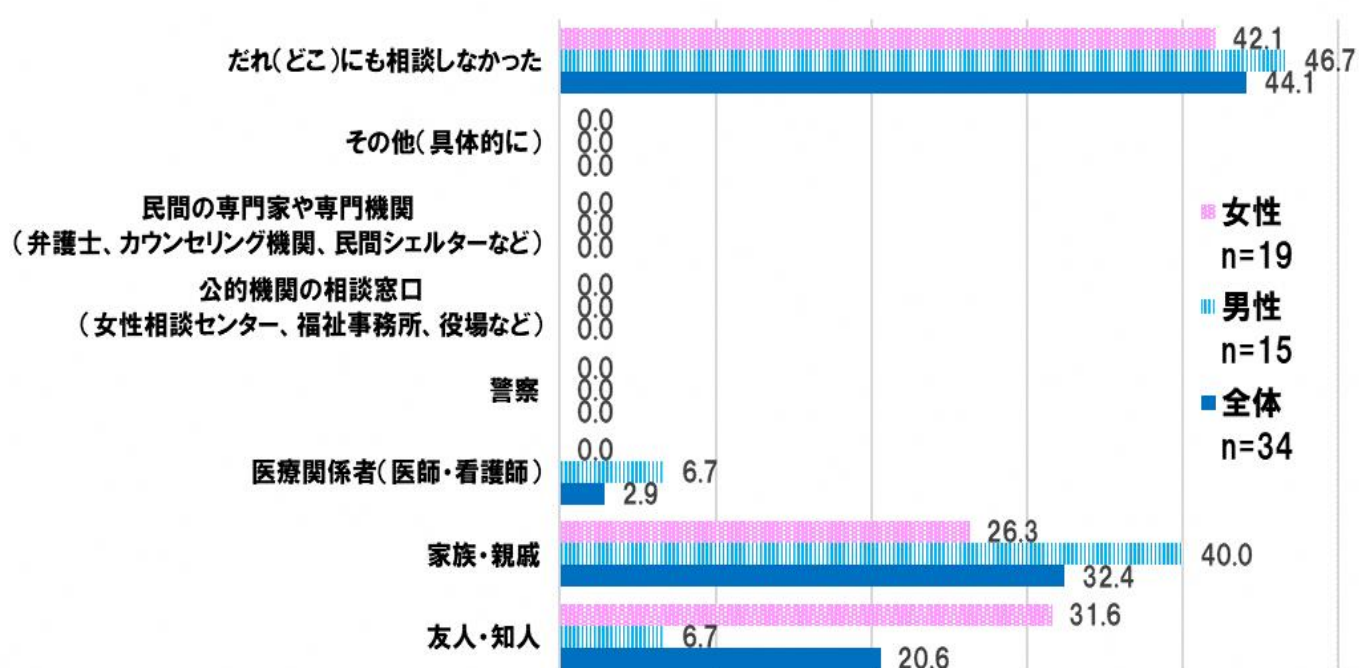


## DV 被害の相談について

DVをされたことがある方が、その時に「だれ（どこ）に相談したか」（図 19）では、「だれ（どこ）にも相談しなかった」が 44.1%あり、「公的機関の相談機関」や「民間の専門家や専門機関」、「警察」に相談したケースはありませんでした。

また、「だれ（どこ）に相談しなかった」理由は「相談するほどでもない」や「自分も悪い」、「相談しても無駄」などの理由が多くありました。

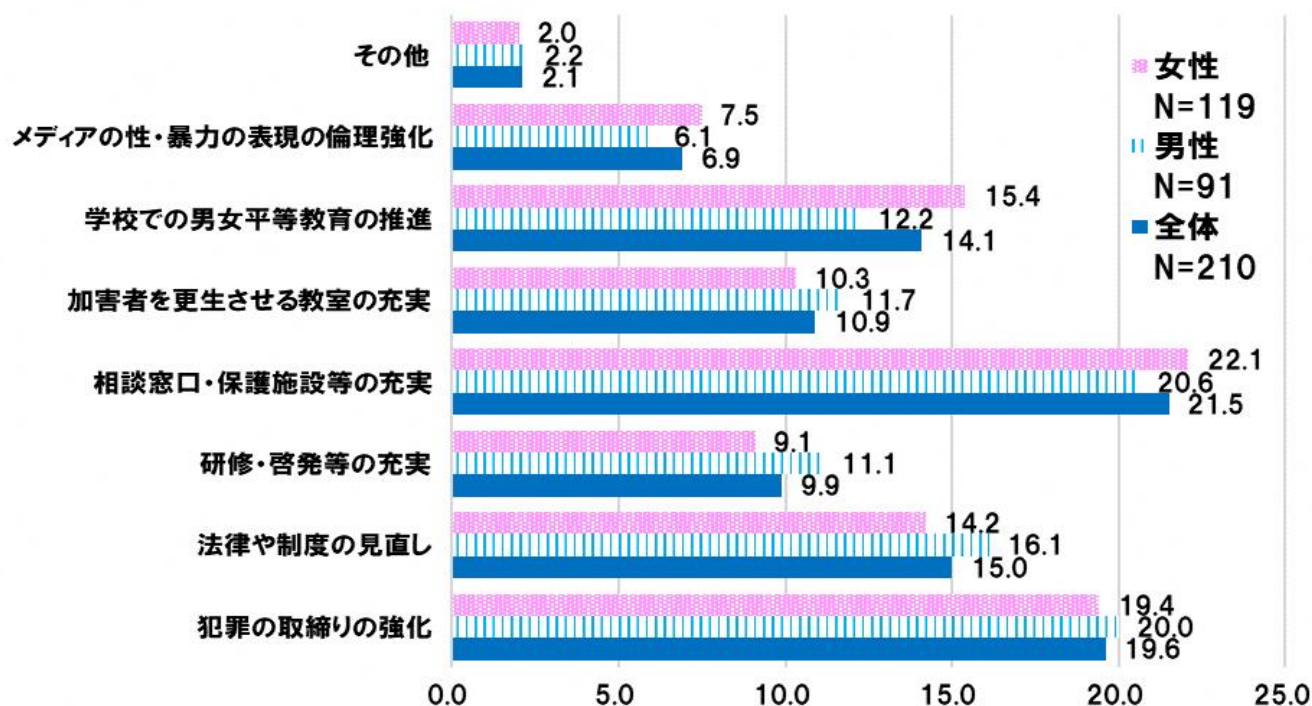
図 19 DV被害の相談先について



## DV をなくすために必要なことについて

「DVをなくすためには何が必要だと思いますか」（複数回答、図 20）では、「相談窓口・保護施設等の充実」が 21.5%、「犯罪取締りの強化」が 19.6%でした。

図 20 DVをなくすために必要なことについて

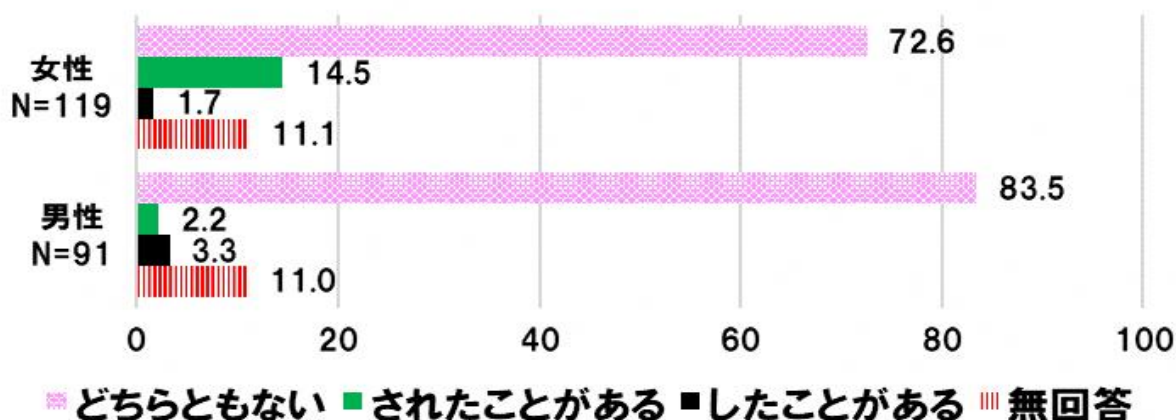


## セクハラの実験について

「これまでセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を職場の上司・同僚、学校やサークルでしたり・されたりしたことがありますか」（図 21）では、女性で「されたことがある」が 14.5%ありました。

また、セクハラされたことがある方がどのようなことをされたかでは、女性で「性的な冗談や話」や「さわる・抱きつく」などの具体例がみられました。

図 21 セクハラの実験について

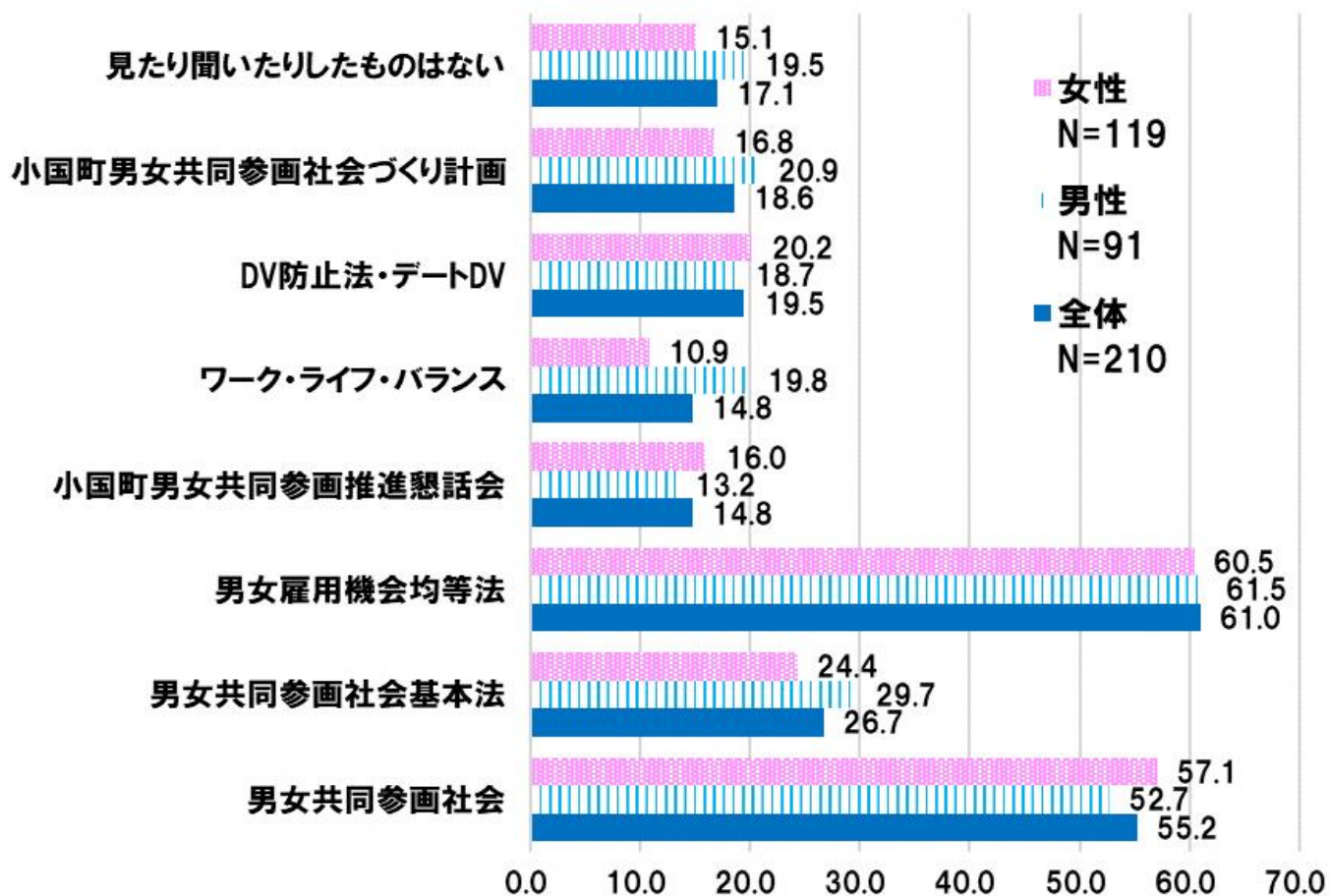


## 男女共同参画に関する用語の認知度について

「次の言葉のうち、見たり聞いたりしたことがあるもの」（複数回答、図 22）では、「男女雇用機会均等法」（61.0%）、「男女共同参画社会」（55.2%）が高くなりました。

「小国町男女共同参画社会づくり計画」については認知度が 2 割程度にとどまっていることがわかります。

図 22 男女共同参画に関する用語の認知度について

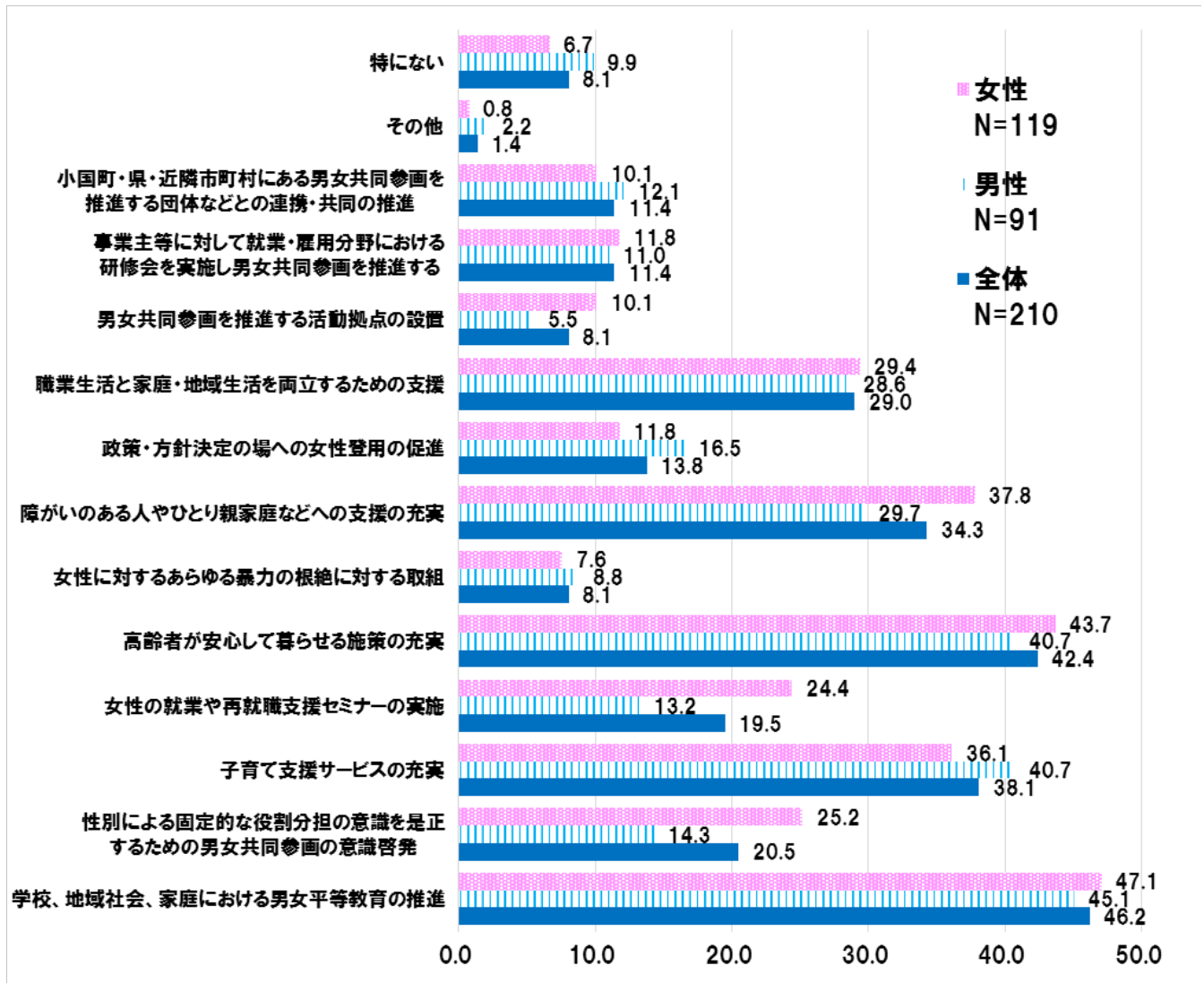


## 男女共同参画社会を実現するために町に望むこと

「男女共同参画社会を実現するために、町に対してどのような施策を望みますか」（複数回答、図 23）では、学校、地域社会、家庭における男女平等教育の推進（46.2%）、「高齢者が安心して暮らせる施策の充実」（42.4%）、「子育て支援サービスの充実」（38.1%）、「障がいがある人やひとり親家庭などへの支援の充実」（34.3%）などが高くなりました。

男女別にみると、女性は「高齢者が安心して暮らせる施策の充実」や「障がいのある人やひとり親家庭などへの支援の充実」、「女性の就業や再就職支援セミナーの実施」が男性より高くなりました。また、男性では「子育て支援サービスの充実」が、女性よりも高くなりました。

図 23 男女共同参画社会を実現するために町に望むこと





## 4. 小国町男女共同参画に関する住民意識調査報告書（総則）

### 1 男女共同参画の現在

#### （1）法令に基づく男女共同参画

平成 27 年 8 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が衆参両院で可決され成立した。これまで、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法など、男女の社会的格差を是正し男女共同参画社会を実現することを目的とした法律が制定、施行されてきたが、今般の法律の制定によって、日本における男女共同参画の促進は新たなステージに入ったと言ってよいだろう。

昭和 61 年（1986 年）のいわゆる男女雇用機会均等法、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の法律制定により、雇用面における男女格差の是正が図られることとなった。また、平成 11 年（1999 年）には、男女の人権が互いに尊重される男女共同参画社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法が制定され、意思決定の場への参画の機会の保証や不利な状況の改善に向けた積極的な措置が求められることとなった。

これらを踏まえて今般制定されたのが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律である。同法においては、以下の諸点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされている。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

同法を実効性のあるものとするため、国に対しては、同法に基づく基本方針を閣議決定によりさだめることが義務付けられている。また、地方公共団体（都道府県・市町村）においては、国の基本方針等を勘案して推進計画を策定することが努力義務とされた。さらに、民間の事業主に対しても、労働者が 300 人を超える事業主については、国が示す指針に基づいて「事業主行動計画」を策定し国に届け出ることが義務付けられることとなった（労働者が 300 人以下の事業主は努力規定）。これらの計画については公表も前提とされており、優れた取組を行う事業主に対する認定も行われることとなっている。同法の施行は、今後の女性の社会的エンパワーメントと男女共同参画社会の実現に向けた大きな推進力の一つとなることが期待されよう。



## （２）国及び熊本県の実取組

法令による規定に加えて、国は、2020 年までに指導的地位<sup>1</sup>に占める女性の割合を少なくとも 30%程度にするという目標（平成 15 年 6 月 20 日男女共同参画推進本部決定）、いわゆる「202030」を掲げ、様々な支援策を打ち出している。これらのポジティブ・アクション<sup>2</sup>と呼ばれる一連の支援策の中では、企業における女性の活躍の推進、女性研究者の研究と出産・子育ての両立支援、男女共同参画データベースの構築などが進められてきた。

また、平成 24 年 12 月に発足した第 2 次安倍内閣は、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えて国の成長戦略の中核に位置づけ、その力を活かすための様々な取組を進めているところである。成長プランである「日本再興戦略」では、待機児童解消や放課後子ども総合プランの策定、子育て支援員の創設などの子育て支援の検討がうたわれている。また、「輝く女性応援会議」の開催や、「すべての女性が輝く社会づくり本部」等の設置が行われてきたところである。

このような国の取組に呼応する形で、熊本県においても、平成 14 年 4 月に男女共同参画推進条例が施行された。また、男女共同参画計画も平成 13 年 3 月以降 5 年ごとに改訂され、現在第 4 次計画（2016 年度～2020 年度）に基づき取り組まれているところである。第 4 次計画では、①あらゆる分野における女性の活躍推進、②男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革、③安心安全な暮らしの実現、④推進体制の充実・連携強化の4つを重点目標とし、様々な施策が展開されてきている。

また、平成 27 年 2 月には、「熊本県 女性の社会参画加速化戦略」が策定された。同戦略の策定に当たっては、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体等、多様なメンバーによる「女性の社会参画加速化会議」（平成 26 年 8 月設置）が設置され、そこで審議が行われた。そのため、企業で働く女性の社会参画の加速化という視点が打ち出されているのが同戦略の特徴である。この戦略では、企業・団体自らが具体的な目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」が呼びかけられており、それに呼応する企業も現れ始めている。

上記のとおり、国や県においては男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められている。これらの取組の根底にある考え方は、かつては、不当に差別されている女性の社会的地位をもっと向上させよう、というものだったかもしれない。しかし近年においては、その考え方を超えて、少子高齢化と人口減少という課題を抱え閉塞感に満ちた日本の社会を、女性の力を活かすことで再生していこう、という非常に積極的な捉え方がなされているのが特徴である。

<sup>1</sup> 「指導的地位」については、(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者と定義されている。（平成 19 年男女共同参画会議決定）

<sup>2</sup> ポジティブ・アクションとは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置を指す（内閣府）。指導的地位について、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる「クオータ制」などもこの一つである。

ここには「救われる」側から「救う」側へ、という女性像の捉え方、視点の重大な転換が存在していることに留意しなければならない。

しかしながら、このような視点の転換は、決して日本国民に一般的な考え方となっていないとは言えないだろう。現実社会においては、未だに多くの組織、多くの場面で制度的な障壁が存在している。そして、それよりも更に高い障壁が、男女問わず、人々の意識の中に存在するだろう。この視点を少しでも実効性のあるものとしていくために、行政・企業・住民の全てが意識改革と発想の転換を図っていかねばならない。

## 2 終わりに

小国町における今回の調査を総括すると、小国町における男女共同参画の意識は、「熊本県平均よりは高いが、まだ国平均までは達していない」項目が多いことが分かる。これらの点については、小国町自らが、国に追いつくべく取り組んで行く必要がある。

男女共同参画の推進は、ただ単に「女性の人權」課題として捉えるのではなく「町の重要課題」として取り組むことが必要である。「働き方の変革」により、近い将来必ず男女共同参画社会の実現は、「地方創生」の中核を担うことは間違いないであろう。

「女性の活躍の推進」「女性が切り札」「女性をターゲットにした町づくり」が必須である。

特に「政治や政治決定」、「社会通念・しきたり」については根強く残っている問題であるため、今後更に男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施していく事が求められよう。

そのためには、まず行政が率先して「働き方の改革」を行い、男性職員における「長時間労働の是正」・「育児休暇の取得率向上」等を行い「ワーク・ライフ・バランス」を実現するとともに女性の積極的な採用・登用を行うことで指導的地位の女性の割合も全国に先駆けて30%（202030）を目指し、実現をする事で「男女共同参画社会の先進地」として、多くの女性の共感を得、多くの女性が集う町となるのではないだろうか。

今後、最も重要となるのは、男女共同参画の理念にかかる教育の充実である。これから少子高齢化がますます加速する中、町の未来を担う子ども達が、大人になる前から男女共同参画の理念を理解し、男女ともに性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる社会を作ることを目指せるようになることが望ましい。子ども達がそれを理解し、成長する過程で実践に移すことによってこそ、真の意味での男女共同参画社会が実現されるだろう。それを可能にするための努力を払うことこそが、現在の大人たちの役割なのではないだろうか。

## 5. 用語解説

### ■育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。法律に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が行うことにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとされています。

### ■LGBT

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、出生時に診断された性と自認する性の不一致（トランスジェンダー、Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせたセクシャルマイノリティの総称をいいます。

### ■M字型の就労（M字カーブ）

日本の女性の年齢階層別の労働力率（労働力人口／15 歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び高くなるM字曲線を描いています。結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

### ■家族経営協定

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

### ■固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

### ■ジェンダー

肉体的な性別に対して、「男らしさ」、「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性別を指します。社会やしつけ、教育によって後天的に形成されるものとされています。

### ■女子差別撤廃条約

昭和 54 年（1979 年）に国際連合で採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効しました。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等の実現のため必要な措置を定めています。日本は、昭和 60 年（1985 年）に批准し、男女雇用機会均等法や国籍法などの整備が行われています。

### ■ストーカー行為

恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことから、特定の人やその家族などに対して待ちぶせ、つきまとい、乱暴な言動、名誉を害する行為などを繰り返して行うことをいいます。

## ■セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性差別の具体的な現れとして職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な言動であり、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

## ■男女共同参画社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。

「参画」とは、単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

## ■男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するための法律です。

## ■男女雇用機会均等法

雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

## ■男女のパートナーシップ

パートナーシップとは、2名以上がパートナーとなって金銭や労力などを出資して共同して事業を営む関係のことです。男女共同参画社会では、男女が対等な関係で共同して豊かな人生を築く関係を言います。

## ■デートDV

交際中の異性に対して、殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、罵倒したり金銭の要求や性行為の強要などを行うことを言います。

## ■ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

## ■NIE教育

日本語で言うと「教育に新聞を」という意味になります。学校や企業・団体などを対象に、新聞を教材として行う社会教育の方法で、1930 年代にアメリカのハイスクールで始まった教育システムです。

## ■配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなどの機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

## ■フレックスタイム

各自の労働時間は一定とするものの、出社・退社時間は、それぞれの仕事の内容や個人の生活の都合に合わせて自ら調整する制度です。自由勤務時間制とも言います。

## ■ポジティブ・アクション

社会のあらゆる分野における活動の機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供する事を言います。審議会等委員の登用や、公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。

## ■メディア・リテラシー

メディアから大量に流される情報を主体的に分析し、必要な情報を的確に取り込み活用する能力のことです。氾濫する情報社会にあっては、常に正しい情報を見抜き、評価して識別することが大切になります。

## ■ライフステージ

人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた場合のそれぞれの段階のことを言います。家族全体では、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などの区分で考えることができます。

## ■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、今日、男女問わずすべての人が享受すべき、性に関する健康の権利とされています。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

また妊娠・出産は女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任であるという認識など、男性の性に関する役割と責任も重要とされています。

## ■ワークシェアリング

雇用機会、労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させ、1人当たりの仕事を分かち合うことで、労働時間の短縮とともに、社会全体で雇用の機会を増やす制度です。労働時間の短縮に伴って1人当たりの賃金は下がりますが、失業者を減らすことができます。こういった働き方を普及させることにより、一定の雇用量をより多くの労働者で分かち合うことを可能にします。

## ■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。





小国町男女共同参画啓発用ポスター

小国中学校美術部

8年 菅 日香里さん、穴井 美帆さん、横井 岬さん、力丸 和叶さん

第2次

小国町男女共同参画社会づくり計画

2018年3月

発行 小国町役場 住民課・隣保館



〒869-2501

熊本県阿蘇郡小国町宮原 1765-1

電話：0967-46-5720